

# 第1章 高度経済成長下の熊本大学

## 第1節 大学像の変容と教育・研究施設の充実

### 1 高度経済成長と熊本大学

#### (1) 高度経済成長下の高等教育政策

日本経済の発展に伴い、1950年代半ば頃から社会の様相も変化していった。1956(昭和31)年の経済白書には「経済成長」という言葉が「もはや戦後ではない」というフレーズとともに登場するなど、時代の移り変わりを感じさせた。

1950年代には高等教育に対し、経済界からの要望が相次いで寄せられた<sup>1</sup>。1952(昭和27)年10月の日本経済団体連合会提言「新教育制度再検討に関する要望書」や1954(昭和29)年12月の同提言「当面の教育制度改善に関する要望」では、従来の大学に教養教育機能が機械的に加わったことによる「専門教育の不足」や「専門教育と一般教育の配分の問題」、教養教育学科と専門学科との間の一貫性の欠如など、運営上の無理を指摘し、それによる学力低下を懸念していた<sup>2</sup>。1956(昭和31)年11月には「新時代の要請に対する技術教育に関する意見」が出され、専門的な知識・技術、とりわけ理工系の専門強化が提言された。具体的には、①2年制の短期大学と高校を結びつけた5年制の専門大学の設置と積極的拡充、②法文系の計画的圧縮と理工系への転換、③理工系大学院の強化と専門科学技術者・上級技術者の育成、④修士課程における「産業界の依託学生」の受け入れ、⑤理工系大学と産業界との連携・交流といったものであった<sup>3</sup>。

こうした経済界からの要望に応えるがごとく、中央教育審議会においても高等教育政策の検討がなされた。1954(昭和29)年の中央教育審議会第6回答申「大学入学者選考およびこれに関連する事項についての検討」には、旧制実業専門学校のうち新制大学の1学部となったものについては、従来どおりのその特色を発揮し産業界の要望に応じるよう考慮すべきとの文言が織り込まれた。1957(昭和32)年11月には「科学技術教育の振興方策について」の答申が行われ、以下のような要点が挙げられた<sup>4</sup>。

- ①科学技術者養成のための年次計画を立て、理工系学部学科の拡充と定員増を図る。
- ②大学院、特に修士課程を技術者養成中心に拡充し、現職技術者の再教育の途を開く。
- ③大学付置研究所の整備・充実を図る。
- ④短期大学と高等学校を併せた「五年制又は六年制の技術専門の学校」を早急に設ける。
- ⑤国立大学及び付置研究所の教職員の充実と質の向上を図る。
- ⑥国立大学及び付置研究所の施設・設備の充実・更新を図る。
- ⑦公私立大学についても定員増、施設整備の充実などについて積極的に助成する。

そして同年12月に岸信介内閣のもとで「5年後における望ましい日本経済の姿を描き、それに到達するために果たさねばならない政府・企業・国民の努力に目標と手掛かりを提供するもの」として打ち出された新長期経済計画において、前述の中央教育審議会答申にも見られる技術革新と生産の拡大に対応する科学技術者の計画的養成が盛り込まれた。これらに関連し、理工系学生8,000人の増募が計画・実施され、1960(昭和35)年度までには

ば達成された<sup>5</sup>。

更に1960(昭和35)年10月、池田勇人内閣のもとで「国民所得倍増計画」が打ち出された。そして、その計画の実行のための方策の1つとして「人的能力の向上と科学技術の振興」が挙げられ、これまでややもすれば経済問題とは切り離して考えられてきた教育・訓練・研究などの人間能力の開発問題を、経済成長との関連において積極的に取り上げる必要が生じていることが指摘された<sup>6</sup>。同計画では、科学技術振興に伴う科学技術者の不足が倍増計画期間内において17万人程度見込まれることから、大学の学部・学科の構成の再検討、理工学系施設の拡充とその効率的利用を促進しつつ、理工学系の定員増加について早急に具体的な計画を策定すること等が望まれた。また、こうした学生の増加に対応して教員の増員が見込まれることから、大学院における教員の養成を図るとともに、この確保にあたっては産業界との人的交流を図るなど産学協同が特に重視されるとされた<sup>7</sup>。そのため文部省は1961(昭和36)年度を開始年度とする理工系学生1万6,000人の増募計画を立て、7年計画で達成することとしたが、更に早急な増員を図るために計画に修正を加え、第1期増募計画として1961年度から1964(昭和39)年度までの4年間で2万人の増募を行うこととした<sup>8</sup>。この計画は更に1年短縮されて3年で完遂された。また、戦後の急激な出生増、いわゆる第1次ベビーブームの影響により、1968(昭和43)年度には大学志願者数のピークを迎えることが予測されたため、対策の一環として、特に理工系を重点に学生の増募や学部・学科の新設等が毎年実施されていた。また、これと並行して、1961(昭和36)年3月に科学技術庁長官から文部大臣あてに出された勧告では、国立大学の拡充には限界がある一方で、規模の拡大を狙っている私立大学の認可が滞っているとして、私立大学の理工系学生の増募が求められていた。このため文部省は同年7月に大学設置認可基準の緩和措置を発表し、結果的には理工系のみならず文科系についても量的拡大の途が開かれることとなった<sup>9</sup>。

1963(昭和38)年には中央教育審議会答申「大学教育の改善について」が出され、高等教育のあり方に再検討が加えられた<sup>10</sup>。高等教育機関の種別、大学院のあり方、修士課程のあり方、短期大学のあり方、附置研究所のあり方、高等教育機関の配置などさまざまな面から検証がなされ、学部の再編成や理工系、特に大学院修士課程の設置などが進んだ。

前述のとおり、この時期には新制大学院制度の整備も進んだが、大学院については大学設置審議会が採択した「大学院基準」が適用され、1950(昭和25)年度に私立の4大学に新制大学院の設置が認められたのを皮切りとして、新制大学の学年進行に伴い1953(昭和28)年度には国公立大学においても大学院の設置が始まった。また、1953年4月には学位規則が公布された。「大学院基準」によると、修士課程は「学部における基礎の上に、広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力を養うこと」を、博士課程は「独創的な研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え」ることを目的としており、いわば研究者養成的側面が強いもので、学部に対する大学院の独立性は主張されていなかった。その後、1955(昭和30)年には大学院基準の改正が行われ、修士課程では職業教育もできるようにとの実学分野の要望に沿った形で「専攻分野」が「専門分野」に改められ、その目的が「学識と研究能力を養うこと」から「理論と応用の研究能力を養うこと」に改められた。これに伴い学位制度も大きく改められ、新学位は文部大臣の許可を必要とせず各大学が授与するものとし、また、博士のほかに修士の学位が設けられた。修士及び博士の学

位には、いわゆる課程修士・博士と、博士のみのいわゆる論文博士の2つの学位授与方法が設けられた。

こうした国立大学の新制大学院について、文部省は、研究水準を維持するためとして旧制大学の系譜を持つ大学又は学部の上に置くことを原則とするなど、かなり制限的な方針をとってきた。しかし、1963(昭和38)年1月の中央教育審議会答申に基づき、修士課程については、従来の研究者養成の目的のほかに社会的要請の高まりつつある高度の専門的な職業人の育成という目的を加味するため、教員組織や施設・設備等が特に充実しているいわゆる新制の学部の基礎の上にも設置を認めることとした。

## (2) 学部の充実

以上のような大学を取り巻く状況の変化を受け、本学においても教育研究組織の新設・充実に向けた取り組みが行われた。

既に開学まもない頃から、学内では教育学部のあり方を中心とした議論が展開されていた<sup>11</sup>。これは、先に第2編で見てきた大学設置審議会の第九特別委員会勧告とは異なるもので、同勧告が新制大学の分散したキャンパスの統合整備を中心とするものであったのに対し、学内での議論は、1951(昭和26)年初頭に全国国立大学長・文理学部教育学部長会議において取り上げられた学科組織整備の方針に基づくものであった。その方針の趣旨は、文理学部を持つ大学の教育学部は、教職専門教科と美術等の技能系教科のみを担当し、他の専門教科は文理学部が担当するというものであった。本学では1951年3月29日の協議委員会において、学長から会議の経過報告が述べられた後、法文学部・理学部・教育学部から各2名と医学部・薬学部・工学部から各1名の代表者を選出され、文理学部・教育学部のあり方や学科組織の検討を行うための組織委員会の設置が決定された。またこれとは別に、法文・教育・理の3学部による関連学科の具体的な話し合いももたれた。

1952(昭和27)年6月の教育学部教授会において、学科統合問題と施設移転統合問題について、現学部体制をもって独立した学部として存続させ、学科統合と移転問題は切り離して考えていくとの教育学部の基本的態度が決定した。1953(昭和28)年4月23日の協議委員会では、大学全体としての学科統合方針が打ち出され、

- ①教育学部固有の学科組織を強化し、純粋な専門科目は関係学部の援助を求める。
- ②これについては組織委員会等で検討し、一定の線を出し統合を推進する。
- ③現在の人員は出血することのないようその組織に持つ<sup>12</sup>。

の3点を原則として確認した。しかし、この件については同年6月の熊本大水害によって一旦立ち消えとなり、学内は水害復旧に向けて専念することとなった。加えて、第2編で述べたように同年8月1日に熊本大学評議会が発足したことにより、学科統合問題やキャンパス統合問題はこの評議会の下部に置かれた組織委員会や施設委員会に委ねられることとなった。

次に学科統合問題が大きく取り上げられたのは、1954(昭和29)年5月13日の第20回評議会であった。同評議会において、教育学部は固有の学科を強化すること及び他の専門学科は法文・理学部の援助にまつことの2点に沿って統合整備を促進していくことが決定され、学科統合問題は組織委員会において検討が進められた。組織委員会では関係学科別に数学・理科・社会・外国語・国語からそれぞれ代表者を選出され、更にそれぞれ関係教官間での合議を経て学科組織整備に関する具体案がまとめられていった。委員会の第1回答

申は1957(昭和32)年7月25日に評議会に提出された。各報告書は1956(昭和31)年から翌年にかけてまとめられたものであり、これを基に評議会での検討が進められ、1957年11月19日の評議会において、学科組織統合の原案作成を組織委員会に付託することが決まった。こうして組織委員会による原案の作成が進められ、翌1958(昭和33)年10月30日の委員会で方針案がまとめられ、同年12月2日には評議会に対し「学科組織整備統合に関する原案作成について(答申)」が提出された。答申の内容は以下のようなものであった。

#### 国語

教育学部における教材研究、教科教育および小学国語を除いて、ほとんど全部の講義を、法文学部と教育学部とが、相互に開放しあうことができる。

#### 社会

##### (1) 法経関係

講義の全部を、法文学部と教育学部とが相互に開放しあうことができる。

##### (2) 倫・哲関係

教育学部の小学社会を除く全講義を、法文、教育両学部相互に開放しあうことができる。

##### (3) 史学関係

(A) 教育学部で開講の人文地理科の二科目(人文地理・地誌学)を、法文学部に開放することができる。

(B) 国史科、東洋史科および西洋史科は、教育学部の教科教育、教材研究および小学社会を除き、法文、教育学部相互に全講義を開放しあうことができる。

(C) 法文学部で開講の史学概論を、教育学部に開放することができる。

#### 数学

(1) 教育学部で開講の測量(2単位)を、理学部に開放することができる。

(2) 理学部で開講の幾何学序論および演習(6単位)を、教育学部に開放することができる。

#### 理科

##### (1) 物理学科

理学部で開講の気象学および宇宙線(4単位)を、教育学部に開放することができる。

##### (2) 化学科

教育学部で開講の有機および無機化学(各2単位)を理学部に、理学部で開講の物理化学(4単位)を教育学部に、開放することができる。

##### (3) 生物学科

教育学部で開講の生物学植物(2単位)、生物学動物(2単位)および生物地理学(1単位)を理学部に、理学部で開講の植物生態学(2単位)および人体生理学(2単位)を教育学部に、開放することができる。

##### (4) 地学科

教育学部担当教官不在のため、現在未決定である。

#### 外国語

(1) 両学部で開講する特殊講義および講読は、相互に開放しあうことができる。

(2) 英語学概論、英文学史等は、法文学部と教育学部に同じ題目の講義があるが、各々特徴があるので、この点を承知して、受講する場合には、相互に開放しあうことができる。

#### 共通事項

設備、学科の性質等の関係から、人員を制限することがありうる。

(註)

- (1) 開放とは、講義等に対し聴講を許し、規定の成績をあげ得た学生に対し、単位を与えることを意味する。
- (2) 理科のうち、地学科については、教育学部の担当教官が帰任のうえ、理学部担当教官と協議して、適切なる処置が講ぜられるように期待する。

#### 要望事項

昭和32年7月25日付で当時の組織委員会が、昭和32年9月26日第74回評議会に提出された資料と、本答申の基礎となつた資料とを比較すれば、関係各学部および各教官の学科組織統合に対する理解協力が、一層と前進強化されていることが認められ、まことに喜ばしい次第である。

今回の答申は、本学学科組織整備統合を一日でも早く緒につけ、少しでも、前進実施するための一応の結論である。ねがわくば、各学部教官ならびに教務係の好意協力により、昭和34年4月から実施されることを要望するものである。

しかし、学科組織の真の意味における整備統合は、この答申では甚だ不十分であるから、将来にまたねばならない問題である。今後さらに、各位の相互協調により、諸制約を解消して、できるだけ広く共通の広場を見出すために、一層の努力を重ね、もつて大学をあげて強調、融和し、所期の目的に一日でも早く到達することを切望するものである。<sup>13</sup>

1958(昭和33)年12月11日の第88回評議会において、組織委員会が検討してきた学科組織整備統合案が提出され、翌1959(昭和34)年4月から実施する旨が報告された。

また、1956(昭和31)年10月22日には大学基準協会決定の「大学基準」に代わるものとして「大学設置基準」が文部省令として公布されており、一般教育科目の中に基礎教育科目が導入され、講座制・学科目制及び課程が明確に区別されるなど、新制大学の構成が法制化された<sup>14</sup>。本学では1956年11月8日の第6回評議会において報告が行われている。その後この大学設置基準は、1971(昭和46)年7月に理工系の拡張及び私立大学の増設を目的とし緩和されることが決まった。大学及び学部の設置認可に際して従来付していた学科増設・定員変更に関する条件を解除して事前の届け出制とするとともに、校舎・校地面積基準の弾力化、教員採用条件の弾力化、新設についての年次計画の採用などを骨子とするものであった。

こうした学科組織の整備統合案が検討される一方で、前述したように国策として理工系重点化を行っていくとの方針が打ち出されたことにより、理工系学部を中心とした学部学科の充実が新たに進められることとなった。本学においては1957(昭和32)年6月27日の第73回評議会での国立大学長会議の報告の中で、同会議での以下のような文部大臣挨拶が紹介された。

先ず、科学技術および科学技術教育の振興についてであります。わが国の産業経済の充実発展を期し、国民生活の安定をはかるためには、その基盤を科学技術の成果に求めなければならないのでありますが、科学技術振興の成否は一にその研究と教育の如何にかかっていると申します。従来においてもこの観点に基き各種の施策を行つて参つたのでありますが、特に最近の科学技術の諸分野における著しい進歩と産業技術の革新に対応するためには、現状をもつて充分とは認め難い状態にありますので、早急にその画期的振興を図る必要があると考えるのであります。しかして、このことは今や産業界その他社会各方面からの強い要請とな

つて参つており、先般の第二十六国会においてもこの問題がとりあげられ、衆議員の全員一致の決議によつて政府の強力な措置が要望されたような状況であります。

文部省におきましても、すでにこの問題の検討に着手いたしてあり、小学校、中学校、高等学校および大学の教育を通じて、科学教育の見地からその教育内容の改善を図るとともに、技術者の養成計画の樹立、大学における関係の学部学科ならびに研究所等の拡充整備、学生生徒の定員の調整、教員組織の充実、研究費、学生経費等の増額、施設設備の充実などの諸般の改善措置を講ずる必要があると考えているのでありますが、事柄の重大性にかんがみ、先般中央教育審議会に対して振興方策について諮問いたし、同審議会において鋭意研究を願っている次第であります。

次に申し上げたいことは、教員養成に関する問題であります。

戦後の学制改革に伴<sup>(マ)</sup>従前の師範教育制度を廃止し、教職員もまた一般大学教育の枠内において養成する建前をとつたことをご承知のとおりであります。しかるに今日このような方法による教員養成については検討を擁する種々の問題が生じております。

その第一点は、最近において教員の需要と供給の関係が著しく不均衡となり、これに伴い国立教員養成大学、学部の卒業生の就職がはなはだしく困難となつて来たことであります。

養成大学、学部卒業者の就職状況は、昨年度は従前に比しかなり不振であり、さらに本年度の卒業生の四月一日現在における実績は関係大学当局の御尽力にもかかわらず、約五〇%程度にすぎないのであります。このような事態は今後当分つづくものと予想されますので、これに対応しこの間の需給を調整する目的をもつて三十二年度の入学定員については二年課程約四、〇〇〇名を減じ、これに伴つて若干の教官定員減を行つたのであります。

問題点の第二は、教員の質の問題でありまして、最近教員の学力、指導力の低下および教員としての心構え等について云々されていることであります。現在の教員構成は、旧制師範学校等旧制学校出身者ならびに新学制発足当初の教員不足を補充する意味で採用された無資格教員および二年課程の出身者が大部分を占めておるのであり、従つてこのような批判は必ずしも新学制による大学卒業者のみに対するものとは考えられない点もありますが、養成大学、学部の教育内容についても、その学力向上、人格の陶冶等の見地から検討を要する点が多々あるかと思うのであります。

文部省においては、以上の点にかんがみ教員免許制度を含めて教員養成制度全般に関し、この度中央教育審議会にその改善方策につき諮問し研究を進めることといたしたのであります。このような養成制度の改善充実を図るためには、教員養成大学、学部のみならず大学制度全般に関連せしめて検討しなければならない点もあると思うのでありまして、各位の御協力をお願いする次第であります。…（以下略）<sup>15</sup>

こうした文部省の方針や前述の学科統合問題を踏まえ本学の学部・学科あるいは講座の変化を見てみると、まず、1957（昭和32）年から学部の講座・学科目が増加し始めたことがわかる。この年、工学部の電気工学科内に電力工学課程と電子工学課程の2課程が設置された。また、同年9月17日の部局長会議では、「学生定員の増加について」と題して1958（昭和33）年度から理学部・工学部で25名の学生定員増の決定通知があった旨が報告された。更に、翌年2月27日の第79回評議会において、事務局長からの行政報告として、理科学振興による学生定員の増加と未確定ではあるものの法文学部の学生定員減少が伝えられた。こうした政策に伴う学生定員の調整により、1958年度は、法文学部の定員が開学以来初めて減少して185名（15名減）となり、理学部は10名増の80名、工学部は25名増の

225名となった。なお、教育学部には新制大学発足当初の緊急の教員需給に対応するための2年課程が置かれていたが、この課程は1958年度をもって廃止することとなった。そのため1956(昭和31)年度には270名であった2年課程の定員は、1957(昭和32)年度に100名、1958(昭和33)年度に60名に減員され、1959(昭和34)年度には募集が停止されてその幕が閉じられた<sup>16</sup>。

1959(昭和34)年には採鉱冶金学科が鉱山工学科と金属工学科の2学科に分かれ、従来の6講座が鉱山工学科4講座と金属工学科4講座となり講座数も増え、学生定員も前年の225名から265名に増加した。1961(昭和36)年には工学部に4講座を擁する生産機械工学科が新設、1962(昭和37)年には理学部の物理学科と化学科の学科目がそれぞれ1学科目ずつ増え、1963(昭和38)年には工学部電子工学科が増設されるなど、理工系学部の拡充がますます進んだ。また、同年には教育学部において4年課程の名称が廃止され、小学校教員養成課程・中学校教員養成課程・養護学校教員養成課程が設置された。翌1964(昭和39)年には教養部の新設に伴い法文学部の講座が改組され、法学科において2講座が増設された。更に同年には医学部に解剖学第三講座が追加された。

1965(昭和40)年には工学部鉱山工学科が資源開発工学科と改められ、合成化学科が設置された。1966(昭和41)年には教育学部に特別教科(看護)教員養成課程が新設され、教育学部は4課程となった。そのほか理学部生物学科が1講座増設となり、薬学部薬剤学科では講座名改称、工学部合成化学科と工業化学科でも講座が増設された。翌1967(昭和42)年は医学部で内科学第三講座が追加、工学部合成化学科で1講座が増設されるとともに、共通講座に工業数学第一講座が設置された。1968(昭和43)年には法文学部法学科に民法第二講座が増設され、工学部合成化学科に無機化学講座が追加された。1969(昭和44)年には理学部で地学科に鉱床学が設けられ、生物学科植物学が改組されて植物分類・形態学と植物生態・生化学の2講座が設置された。また、医学部では脳神経外科学講座が、薬学部では放射薬品学講座がそれぞれ増設された。

### (3) 専攻科・大学院の設置

大学院の設置については、前述のとおり大学基準協会が作成した「大学院基準」を大学設置審議会が採択し、1950(昭和25)年度に私立の4大学に新制大学院の設置が認められたのを皮切りに、新制大学の学年進行に伴い1953(昭和28)年度には国公立大学にも大学院が設けられた<sup>17</sup>。ただし、先にも述べたように、国立大学の新制大学院について文部省は、研究水準維持のためとして旧制大学の系譜を持つ大学又は学部の上に置くことを原則とするなど、かなり制限的な方針をとっていた。

本学においては、1949(昭和24)年7月29日の学部長会議で既に「学長会議報告」の一環として「大学院の問題等」が取り上げられ、1951(昭和26)年6月28日の協議委員会懇談においても大学院設置について努力する旨が述べられた。しかし、大学院の設置について文部省は上記のような方針をとっており、厳しい状況が続いた。学部の動きとしては、1951年7月10日の薬学部の臨時教授会において国立大学薬学部長会議経過報告がなされているが、ここにおいても大学院設置については「実現困難なり」と述べられている<sup>18</sup>。

薬学部では、翌1952(昭和27)年度から大学院設置準備が本格化していった。7月14日の教官会議では、大学院は2コースとし修士・博士課程を置くこと、詳細は各教室の責任において協議制定することが決まり、8月13日の教室主任会議において大学院設置につい

ての原案が承認された。しかし9月17日の教授会において、薬学の大学院は東京大学・京都大学・九州大学に設置予定ということが京都大学からの情報により判明したことから、本学では修士課程のみでも設置してもらうように努力することとなった。その後、全国薬学部長会議において、大学院は東京大学と京都大学のみ予算を要求し、他の大学においては専攻科をまず設置し、適当な時期にこれを大学院に転換することが決まり、9月26日の薬学部教授会で報告がなされた。なお、同学部の10月1日教授会の記録に、学部長会議において全学部専攻科を設置し、申請書は全学部をまとめて10月6日までに提出する旨の報告がなされていることから、この頃には熊本大学全体として、全学部専攻科を設置する方針であったことが窺える。

こうした中、同月14日の部局長会議において、大学院設置運動の活発化が薬学部長から提唱された。会議では大学院設置委員会等についての意見交換が行われ、この時点では具体的な結論は見出せなかったが、同月23日の協議委員会においても「大学院問題について」が取り上げられ、大学院問題を検討審議するため各学部において委員会を作り、その委員会の中から代表者1名を出して横の連携を図るとの旨が了承された。

その後1953(昭和28)年4月15日の薬学部教授会において、大学院について、学部としては独自の活動を行うことが決まるなど、同学部では独自の大学院設置運動が展開された。

しかし、新制国立大学の大学院設置について制限的な政策がとられる中における大学院設置は容易でなく、まずは、専攻科の設置が目指されることとなった。1954(昭和29)年1月、薬学部と工学部における次年度からの専攻科設置が認可され、同年4月に両専攻科が設置された。翌1955(昭和30)年1月13日の評議会において理学部専攻科設置申請が承認され、同年7月1日に理学専攻科設置の認可が下った(設置は4月1日付)。更に、1956(昭和31)年11月8日の第66回評議会において「法文学部の専攻科設置申請を本省に申請するの件」として、文部省から大蔵省に概算要求の資料として法文学部に専攻科を設置する申請書類を出すようにとの通知があったことから急ぎ書類を整えて提出することとなり、1958(昭和33)年4月1日に本学の文系として初となる法文学専攻科が設置された。残る教育学系の専攻科については1959(昭和34)年頃から検討が始まった。同年7月23日の評議会において1960(昭和35)年度概算要求が検討され、ここで教育学部の欄に「教育学部専攻科設置」の要求が挙げられたのがその発端である。その後、1963(昭和38)年1月の評議会において教育専攻科の目的・修業年限・入学定員・入学資格・修了後の資格・教育課程等が了承され、工学専攻科の鉱山金属工学専攻の分離改組とともに文部省に申請された。同年4月1日のこれらの専攻科・専攻の設置をもって本学の全学部専攻科に大学院あるいは専攻科が設置されたこととなり、同日、熊本大学専攻科規則が制定された。

大学院については、まず医学系大学院の設置がなされた。既に旧制熊本医科大学においては医学博士の学位を取得することが可能であったが、戦後の熊本大学医学部にはその機能は備わっていなかった。そのため、1954(昭和29)年9月30日の評議会において、新制国立大学としての医学系大学院の申請について審議が行われ了承された。以後、大学院の設置に向けた準備が進められ、翌1955(昭和30)年2月の視察を経て同年7月1日に設置認可を受けた。ただし、設置にあたっては同日付の文部事務次官通牒により以下のような内容の「大学院設置認可の条件」が提示された<sup>19</sup>。

- ①耳鼻咽喉学相当の指導教授を速やかに補充すること。



- ②新たに博士課程・研究科・専攻を増設し、又は既設の研究科・専攻等を変更しようとする場合は、文部大臣に協議すること。なお、大学院の設置につき、審査した事項については、必要に応じてその実施につき報告を求め、又は文部大臣において調査することがある。

また、この「備考」として、以下の7点が示された。

- ①基礎部門を病院の建物地域に移す計画及び着手中の病院の整備計画をできるだけ速やかに完成することが望ましい。
- ②病院の諸施設の維持管理については、一層の注意が望ましい。
- ③大学院委員会を置くこと。
- ④博士の種類は追って定める。
- ⑤空席の講座には、なるべく速やかに指導教授を補充すること。
- ⑥指導教授を欠く講座は、これが補充されるまで学生募集を行わないこと。
- ⑦履修方法等については追って通知する。

こうしてこれらの条件を満たすべく学内整備が開始されるとともに、医学研究科の設置に伴い関連規則についての検討が行われた。また、9月8日の評議会において学則改正の際の大学院の取り扱いが問題となり、大学院の規則は別途設けることとの結論を得て、熊本大学大学院委員会規則、熊本大学医学研究科委員会規則、熊本大学医学研究科教官資格基準が7月1日付に遡って制定された。この後、1959(昭和34)年1月14日に熊本大学大学院学則及び熊本大学学位規則が施行され、これに伴って熊本医科大学学位規程が廃止された。

なお、医学研究科設置に向けた取り組みが行われていた最中の1955(昭和30)年1月、医学部は医学進学課程の設置認可も受けており、同年4月1日に同課程が設置された。

その後、医学部以外にも本学への大学院設置が認められることとなり、1964(昭和39)年4月1日に大学院薬学研究科修士課程(薬剤学専攻・製薬学専攻の2専攻)が設置され、薬学専攻科は廃止となった。翌1965(昭和40)年4月1日には大学院工学研究科修士課程(土木工学専攻・建築学専攻・資源開発工学専攻・金属工学専攻・機械工学専攻・生産機械工学専攻・電気工学専攻・工業化学専攻の8専攻)が設置され、工学専攻科が廃止された。更に、1966(昭和41)年3月には理学専攻科が廃止され、4月から大学院理学研究科修士課程(数学専攻・物理学専攻・化学専攻・地学専攻・生物学専攻の5専攻)が設置された。

#### (4) 学長選考

大学発足当初の学長は学内推薦に基づく文部省の指名によるものであったが、大学が発足して4年が経過した1953(昭和28)年5月末に鰐淵健之学長の任期が満了となることから、初の公選による学長選挙が実施されることとなった。同年4月23日に学長選考を行うための協議会が開かれ、5月19日の学長推薦委員会において、鰐淵健之(学長)・佐々木宗一(医学部長)・中村左衛門太郎(理学部教授)・原田敏明(法文学部長)・藤田穆(薬学部長)・水野武夫(教育学部教授)・柳本武(工学部長)の7名が学長候補に決定し、同日告示された。その後、辞退した佐々木医学部長を除く6名について、講師以上275名の有権者による無記名投票により学長を選出することとなり、全国の総合大学で初めてとなる学内自治による学長の改選が5月25日に行われた。その結果、鰐淵学長が再選を果たし、以後4年間再び学長の任にあたることとなった<sup>20</sup>。

1957(昭和32)年3月22日の臨時評議会において、「学長改選について」が議題として取り上げられた。鰐淵学長の任期終了が再度差し迫ってきたことから学長改選を行うこととなり、改選の日程案が了承され、そのほかの選挙基準等に関する申し合わせがなされた。4月16日の学長候補者推薦委員会において各学部からの推薦候補者として、石坂正蔵(法文学部長)・尾崎正道(医学部長)・藤田穆(薬学部長)・水野武夫(教育学部教授)・鰐淵健之(学長)の5名が選ばれ、同日開催の評議会において承認された。18日にこれらの候補者が公示され、25日に全学の講師以上295名の有権者による投票が行われた。この第2回公選においても鰐淵学長が選ばれ、以後2年間引き続き学長を務めることとなった<sup>21</sup>。

1958(昭和33)年に入ると、鰐淵学長の任期が翌年に迫ったことから、学長選考基準の改正に向けて動き始めた。7月10日の第84回評議会において「学長選考基準の改正について」が議題として上がり、選考基準の改正について組織委員会に付託されることとなった。その後10月23日の第86回評議会に組織委員会が検討を重ねてきた改正案が提出され、評議会を協議会に切り替えて改正案の審議が開始された。この時点での改正の要点は、①すべて協議会の決定により行う、②候補者に挙げられる条件を変更する、③従来どおり推薦委員会と選挙管理委員会を設けるが推薦方法を改めるの3点とされた。続く11月27日の評議会には、「学長選考基準案について(継続審議)」として、特に学長候補者に挙げられる条件について、「本学の学長及び専任教授」「学識がすぐれ教育行政に関し識見を有し、大学教授の経験あるもの」との改正案が出され検討された。従来の規則では学長候補者は「大学教授の経験ある者」「学識閥歴ある者」(1953年4月26日制定規則)とされていたが、同評議会では、広く人材を求める意味で必ずしも大学教授の経験を必要としないのではないかとの意見が出され、改正案について投票により決することとなった。その結果、最終的に「本学の学長及び専任教授」「学識がすぐれ教育行政に関し識見を有するもの」に修正されることとなった。学長選考基準案については次の第88回評議会においても継続審議がなされ、附属病院に所属する講師の扱いや学長候補者の数等について修正がなされ承認された。更に、翌1959(昭和34)年1月29日の協議会で「学長選考基準施行細則案」の審議がなされ承認された。

1959(昭和34)年2月26日の協議会において次期学長選挙期日が4月18日に定められ、4月4日に公示、11日に推薦委員会を開くことが決められた。4月3日付の熊本日日新聞では、以下の評判が伝えられた。

現在下馬評にのぼっているのは法文学部から山之内一郎教授、教育学部水野武夫教授、医学部久保久雄教授らで工学、理学、薬学部ではまだ手持ち候補が決まっていないよう。このほか他大学から輸入の話もあったがすでに時期的におそく管内から選ばれることは間違いない。<sup>22</sup>

こうして4月11日に臨時協議会が開かれ、学長候補適任者として勝屋弘辰(医学部)・久保久雄(医学部)・本田弘人(学外)・水野武夫(教育学部)・山之内一郎(法文学部)の5名が選出された。しかし、同会では永松譲一協議員(法文学部長)から、この候補者選定は公明を欠くものであるとの見解が示された。これは、学長選挙の一候補者である山之内法文学部教授に対して、文部省が難色を示したのではないかとされているというもので、法文学部では14日に教官会議を開き、①このまま見送ってはいけない、②学長に対し真相究明を申し入れる、③真相が究明されるまで学長選挙の延期を申し入れる、④延期が認められ

ないときは18日の選挙には参加しない、⑤教官会は緊急教授会を開く、の5点が票決によって決まった。更に、17日には法文学部の臨時教官会を開き、15・16日に学長や学部の対策委員あるいは部局長懇談会において選挙延期の申し入れを行ったが理解を得られなかったため、法文学部としては①山之内教授は学長候補適任者を辞退する、②選挙管理委員会を引き上げる、③理・工学部長に対し質問状を出す、④法文学部としての声明書を出すとの意思表示を行うことになった。教官会議記録に綴られた学長選挙への不参加声明文は以下のとおりである。

#### 声明

今回の学長選挙に際して、われわれは「公明」を欠き、大学の自主性をそこなうおそれある言動があったとの前提のもとに、さきに学長に対し、事実を調査し、かつ調査が終るまで学長選挙を延期するよう提案し、協議会開催を申し入れたが、遺憾ながら採択されるどころとはならなかった。

思うに、この問題の本質は、大学の自治を守るという点にあるのであって、特定候補の当落にかかわることではない。

しかるに、われわれの要請は、その根拠が薄弱であるとの理由で取り上げられなかった。それにもかかわらず、少なくともこれが事実無根であるとは、到底認めがたい。よってここにわれわれは、学長選挙に参加しないことを声明し、この問題の明確な解決を重ねて要望するとともに、「大学の自治」についての強い関心を広く一般に喚起したい。

昭和三十四年四月十七日

熊本大学 法文学部

この声明文が出された翌18日にも、午前8時30分から法文学部の臨時教官会が開かれた。前夜の協議会において、選挙の延期は困難であることから当初の予定どおり18日に選挙を行い、その後真相調査に乗り出すとされたこと等が報告され、理・工学部長への質問状は18日付で学部長名をもって出すことや学長就任交渉に際して法文学部の事情を伝えることなどが決められた。

学長選挙は、4月18日の午前10時から予定どおりに実施された。前述の教官会議の決定により法文学部の有権者が全員投票をボイコットする中、有権者総数296名中の232名（法文学部46名、教育学部5名、理学部6名、医学部3名、薬学部1名、工学部1名、体質医学研究所2名の計64名が棄権）の投票により、本田弘人日本学術会議事務総長が選出された。その後の協議会において本田氏を学長候補者とすることに賛意が得られたため同氏を学長候補者に決定、本人の承諾を得るために学長と学部長の代表が上京して懇請することになった。鰐淵学長以下曾我孝之事務局長、世良完介医学部長、竹原東一教育学部長の4名が交渉のため24日に上京し、翌25日には本田氏が学長就任を受諾した。

こうして5月25日、鰐淵学長が在任3期10年に及ぶ学長職を退任し、翌26日から本田弘人が熊本大学学長に就任した。また、これをもって熊本大学を退職した鰐淵前学長に対し、7月23日の第94回評議会において名誉教授の称号を授与することが満場一致で承認され、本学9番目の名誉教授となった<sup>23</sup>。

こうした新学長就任をめぐるひと騒動については、事実と反する噂が校内に流布して混乱を招いた<sup>24</sup>。例えば、写真1に見るように、法文学部及び教育学部学生自治会では、新学長の就任をめぐり、校内に立て看板を出して学長就任の是非を問いかけた。また、特に

4月14日の法文学部教官会議前後を中心として地元新聞紙上で大いに賑わせた。こうした熊本大学の学長選考問題は、年度末には熊本日日新聞の「ことしの県内10大ニュース」の第7番目として取り上げられるほど地元の人々の関心を呼ぶ出来事であった。



写真1 本田弘人氏への公開質問状(1959年4月23日)

法文学部の全員ボイコットという事態の中で行われた学長選

挙であったが、法文学部は5月13日の教官会議において「新学長が着任されてから学部長が学長は適法に基づくものであることを認め、法文学部の態度を説明し、評議会の事を確認して貰うと述べられた。」<sup>25</sup>とする姿勢を示した。

本田学長の就任をめくって紛糾した学長選挙から4年が経過した1963(昭和38)年、3月13日の協議会において学長選挙の日が4月17日に決定し、4月9日の推薦委員会と4月2日の公示期日の日程が定められた。4月9日の候補適任者推薦委員会と続く協議会において、本田学長・大原英一理學部長・忽那将愛医学部長・高野巽法文学部長の4名が学長候補適任者に選出された。ただし、大原部長と忽那部長が辞退していたため実際は本田学長と高野法文学部長の一騎打ちとなり、同月17日の選挙の結果本田学長が再選された。学長選考基準では学長在任は通算6年間と規定されているため、本田学長の任期は2年と定められた。

1964(昭和39)年秋頃から、本田学長の任期満了後の学長選出に向けての動きが始まった。10月13日の部局長会議において、前回選挙が行われた1963(昭和38)年当時の学長選挙推薦委員・管理委員等から学長選考基準についての意見を徴した結果、その取り扱いを協議会に報告し諮ることとなり、学長選考基準の再検討が開始された。その結果、1965(昭和40)年2月25日の第152回評議会において、熊本大学学長選考規則並びに同施行細則の制定公布が承認された。これに基づき新学長候補者の推薦委員会が同年3月26日に開かれ、忽那将愛前医学部長・柳本武元工学部長・野口彰理學部長が選出された。27日に野口理學部長が辞退を申し出たため候補者は忽那・柳本両名に絞られ、4月16日の選挙によって柳本工学部教授が選出された。本田学長は5月25日をもって退官し、翌26日から柳本教授が第3代学長に就任した。

### (5) 開学記念行事

本学の開学記念式は、開学1周年を迎えた1950(昭和25)年11月1日を始まりとする。大学の成長の足跡を顧みて何らかの形で記念したいとの思いから始められたものであり、学校行事としては公開学術講演会が、学生行事としては弁論・音楽・演劇・映画・レコードコンサート・美術展・学部対抗マッチが開かれた。また、職員行事としてのレクリエーションも行われた。その後も、毎年の開学記念講演会や薬学部による学内開放などが実施されていた。

開学5周年を迎える1954(昭和29)年には、記念行事を大々的にやろうという動きが起

こった。同年9月14日の部局長会議の記録に「期成会では例年と変わったことをやるようにとの申し出はあるので、何らかの形でやった方が良い。期成会の金でやるというのだが高野君の意志でなく、県の意志を相当なところから打診してやることである。福田さんは高野君を通じて募金功労者を一度もよんでいないから市町村長を呼んではいかがと云っている。これは第二次の募金もあることだから考えるべきである」<sup>26</sup>との発言があることから、熊本総合大学設置期成会の意向として、これまで本学の設置・充実に協力いただいた市町村や個人を表彰し、今後の大学発展につなげるための会として計画されたことが窺える。その後も部局長会議や評議会において式典及び行事についての検討が行われ、記念式典・祝賀会・学内開放・講演会・学生行事・学内植樹を行うことが決まった。このうち祝賀会は期成会が、学生行事は学生が受け持つことになった。こうして記念式典・祝賀会・講演会は11月1日に、学内開放は11月1日から2日にかけて、学生行事は10月24日から12月12日までの期間で行われた。



写真2 熊本大学五周年開学記念祭プログラム(1954年)



写真3 開学5周年記念式典の様子

その後、大学としての開学記念行事はしばらく行われなかったが（ただし、学生による行事としては美術展や音楽演劇講演会などが独自に行われていた）、開学10周年を目前に控えた1958（昭和33）年には10周年記念行事の検討が始まった。公式には同年7月10日の第84回評議会において検討が開始されており、鰐淵健之学長が10年の任期を終えることから、学長の任期中に行いたいとの意向が示された。この段階では、10年史の編纂、運動場の募金、学友会の結成などが計画されていた。同月15日の部局長会議では鰐淵学長の在任中が望ましいこととして、従来とは異なる5月中の実施が目指された。各部局からは10周年企画の専門委員の推薦を受け、9月25日の第85回評議会において各部局1名ずつの推薦委員の氏名が報告された。その後、10周年記念準備委員において各種行事の検討が進められたが、学内の気運を盛り上げるようにとの協力依頼が度々出され、各層から委員を招集して実行委員会を作ることになるなど、学内の関心は思った以上に低かったようである。こうして1959（昭和34）年2月26日の第90回評議会において10周年記念実行委員会の組織及び名簿が決定したことが報告された。これによると、企画・実施に関する大枠の方針を決める「企画部」と行事・事業・募金に関する運営にあたる「実施部」とが設けられ、実施部の中には行事部・事業部・募金部が設けられた。

本学が開学してちょうど10年を迎える1959（昭和34）年5月31日には、開学10周年記念

募金の趣意書が出された。この趣意書では「もとより国立大学の施設の事は国費によるのを建て前といたしますが、そのみでは行き届かぬ所が多く、従来も熊本大学期成会その他の援助を受けて参りました。この度計画いたしましたのは、一つは、松くい虫その他により失われた環境の美化であり、一つは、レクリエーションセンターの設置でありまして、いずれも必要を感じながら従来手の及ばなかつたものであります。教職員、学生、卒業生参加いたしましてもなお、微力のため充分でなく、広く皆さまの御厚志に頼る次第でございます。何とぞ事情御諒察の上御賛助下さいますようお願い申し上げます」<sup>27</sup>との募金の趣旨が説明されている。ただし同年10月の時点でも募金の状況がはかばかしくなかつたことが部局長会議記録より窺え、後の1960(昭和35)年9月の第105回評議会において、集まった金額の範囲内か又は集め得る範囲内で事業を行うことが確認されている。

鰐淵学長の任期中である1960(昭和35)年5月の開催を目指して準備が進められていた開学10周年記念式典は、結局、従来どおりの11月に開催されることとなり、11月2日に熊本県立図書館で学術講演会が、5日に本学大講堂で10周年記念式典が催された。学生行事としては美術展や文芸誌発刊、映写会、各種スポーツ大会などさまざまなものが10月下旬から11月下旬にかけて多彩に行われた。

開学10周年記念式典における本田弘人学長の式辞は以下のとおりである。

熊本大学は去る5月31日をもつて創立満10年を迎えました。本日その記念式典を挙げるにあたり、学外からもかねがね何かとお世話になっております多数の来賓各位の御参列をえましたことはまことに感謝にたえません。こゝに厚く御礼申し上げます。

新しい学制によつて熊本大学が発足しました当時、その母胎となりましたものは、旧制の熊本医科大学、第五高等学校、熊本工業専門学校、熊本薬学専門学校、熊本師範学校および熊本青年師範学校であり、夫々由緒ある輝かしい伝統をもつものであります。

これらが一体となつて、現在の、医学部、法文学部、理学部、工学部、薬学部、教育学部の六学部と、体質医学研究所、附属図書館、医学部附属病院、理学部附属臨海実験所をそなえ、教職員の総数約1,400、学生生徒総数5,500を擁する一大大学となるに至りました事は、偏に鰐淵前学長はじめ学内外の関係各位の並々ならぬ御苦心御努力又御援助のたまものであり、私はこの機会に深く敬意を表する次第であります。

而し乍ら同時に忘れてならぬ事は、熊本大学の創立は、はじめから独自の創意と理念によつて計画的にすゝめられたものでなく、戦後の教育再編により新制大学に、転換したものであるということであります。

したがつて整つた総合大学としての形体内容を充実し、熊本大学の特色を發揮することは、むしろ今後の課題であります。

思えば、明治の初期、郷土の大先覚井上毅先生が、九州の中央文教の地とよばれる熊本に一大総合大学を建設しようとの意志は、今ようやく実現の緒についたと見るべきでありませう。その緒を築いた過去十年の歩みは必しも坦々たるものではありませんでした。本日この式典をあげます所以のものも、顧みてその10年間を反省し、覚悟を新にして今後の発展に資せんがために外ならぬからであります。

願くば、学内の協力一致と、学外のあたたかい御支援とにより、わが熊本大学が整つた総合大学として大成し、古のアカデメイアを偲ばせる様な美しく又風格ある学園として、大学固有の使命遂行とともに、熊本の地方文化にも貢献せんことを祈り、且つその努力を誓つて私の式辞といたします。

一方、地元新聞社である熊本日日新聞社は11月1日、熊本大学開学10周年記念祭の挙行にあたり、『熊本大学 10周年をむかえて』と題する小冊子を発行した。これは同年春1ヵ月にわたり同紙で連載された熊本大学の特集記事をまとめたものである。その序文には、熊本日日新聞社社長より「熊本日日新聞社としては、熊本大学と手を握って熊本の産業、文化の向上に努力をつみ重ねたいと思っている。そのためには熊本大学を理解しなければならない。否、地域社会と密着した大学の発展のためには県民が大学を認識し、愛することが何より大切だ。新聞社が県民生活と遊離した新聞作製はできないと同ように、大学もまた地域社会を無視して象牙の塔に籠るべきものではないと思う」との言葉が寄せられた。鰐淵学長から本田学長へのバトンタッチに加え開学10周年という1つの区切りを迎えた本学が、ここに新たな一步を踏み出そうとしていたことが学長式辞及び小冊子序文からも窺える。

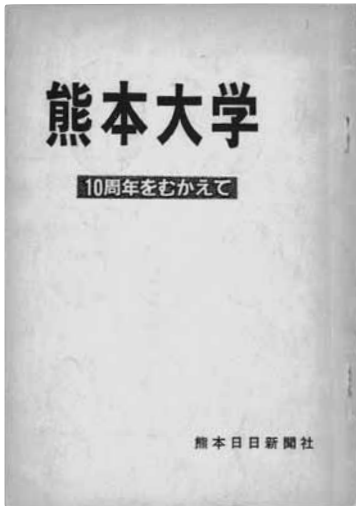


写真4 『熊本大学 10周年をむかえて』冊子

10周年記念式典以後は大学全体としての記念行事は特に実施されておらず、薬学部で学内開放が行われたり、学生行事として開学記念美術展が開かれたりしていた。そうした中、1961(昭和36)年5月の部局長会議において、各学部所蔵の古文書・貴重図書・資料等を調査し、創立記念日に合わせて公開したいとの提案があり、9月の同会議においても、開学記念日について「大学全体として、年に一回回顧と反省の機会を設け、なおその際教官のパーティーを開催したり、各学部で貴重な文献、資料を学内・学外に公開することも良いかと思う」との学長意見が述べられた。しかし各学部からは、非常勤講師の集中講義がある、前期と比べ後期の方が授業が詰まっていて従来より1週間繰り上げている、開学記念日に教養は休んだが学部は休まなかった、記念日ははっきりけじめをつけてもらいた

いといった意見が出された。同月に開催された評議会においても同様の議題について議論が交わされたが、学部長から積極的な意見が出なかったこともあり、同年中に正式な記念行事は行わないものの、実質的に歴史の歩みを残し得るように努力しかつ反省していくこととなった。その後、1962(昭和37)年1月12日の部局長会議において、6月初旬を目途に各学部で保管している資料の展示会を開くことが了承され、同年6月1日から3日にかけて附属図書館で実施された。

また、1961(昭和36)年9月28日の評議会において、11月1日の開学記念日を祝して学生が学園祭を催していることから各学部にも配慮いただきたい旨の要望が学生部長から出されており、大学側の行事とは別に学生独自の動きとして開学記念祭が催されていたことが窺える。一方、1964(昭和39)年11月26日の第149回評議会において、学園祭の開催にあたり学生代表から案内状が届いたことに対しその主体性に疑問があるとの発言があり、これを受けた学長は、「学生が配付したものを見ると学生だけで開学記念式典をやるように書いてあったが、本来ならば学年の初めに総合計画をたて大学と学生が、事前に連絡して大学全体の行事の一環として学園祭をすべき」との見解を示している。このように、開学

記念祭のあり方が徐々に学生のみイベントへと変質してきたことから、1965（昭和40）年5月13日の部局長会議において開学記念行事の取り扱いが再度取り上げられた。同会議では、学長から、従来学生のみで開学記念式典と称して各種の行事が行われているが、大学として記念式典を挙行しオフィシャルなものとして各種行事を行うか、従来どおり放任しておくかを早期に検討し、実施の可否を決定していただきたいとの発言があり、これについては事務局と学生部で協議して案を作成し、部局長会議に諮ることとなった。その後の経過については記録がないため定かでないが、大学としての開学記念式典等の行事が以後催されていないことから、学生による開学記念祭の実施については自主的なものとして黙認する方針をとったものと思われる。

## 2 一般教育のあり方の検討と教養部の創設

戦後の学制改革により「一般教育」が新制大学の教育に導入された。多くの総合大学や複合大学では、旧制高校を吸収した大学はその移行学部が、そうでない大学では師範学校が学芸学部と改称されて、それぞれが教養課程を担当した<sup>28</sup>。新制国立大学が発足する前の1947（昭和22）年、大学基準協会の「大学基準」に沿った一般教育のカリキュラムが作られた。この最初の「大学基準」では、一般教育の大枠は人文科学・社会科学・自然科学の3系列に分けられ、各系列3科目以上を採用し、文系学部は合計15科目以上、理系学部は12科目以上を提供することとされた。

本学においても、1949（昭和24）年の開学と同時にまず一般教育（教養教育）が新制大学生に施され、年次を経るに従い専門教育に移行する方式をとっていた。第1編でも触れたように、発足当初は旧制第五高等学校の教授陣が中心となり教養教育にあたった。1950（昭和25）年1月25日には「教養部設置規約」が協議会において了承され、学内措置として教養部が設置された。規約により、一般教養を管掌するために主事及び副主事が置かれ、また、教養部は主事及び一般教養課程に関係する教官をもって組織すること、教養部に事務員を置くこと、主事は一般教養委員会と連繋して一般教養課程を運営すること等が定められた。一般教養委員会とは、同時に制定された「一般教養委員会規程」に基づき学長の下に置かれた委員会で、一般教養に関する①授業計画並びに学習指導に関すること、②入学試験の学力考査に関すること、③試験及び課程修了に関すること、④その他一般教養に関する重要事項を審議した。また、委員会の議長は教養部主事が務めることとされた。更に「教養部事務分掌規程」も制定され、教養部の事務の範囲が定められた。初代主事として高野巽法文学部教授が選ばれ、1950年3月10日に任命された。

1954（昭和29）年12月の臨時部局長会議において予算等が検討される中、一般教養の財源の話から本学における教養の運営やあり方に対することに話が及び、高田運吉教養部主事から「教養に事務長が居らんと事務長や課長のようなこともやらねばならぬ。運営の報告の中に教養と言う言葉がなかった。この次の人のために一言しておく。教養の運営について考えてもらいたい」との発言があった<sup>29</sup>。当時の教養教育の事務は学生部の中に置かれ、1953（昭和28）年度の時点で事務主任が1名、事務職員が3名という構成であった<sup>30</sup>。この教養部主事の発言を受け、学長が組織委員会で考えてもらいたい旨の意見を述べ、教養部のあり方を検討していくこととなった。その後、1955（昭和30）年9月20日の臨時部局長会議において、教養の管理運営委員会を認めてもらいたいとの意見が出たことから、



同月27日に臨時の部局長会議が開かれ、高田教養部主事から一般教養に関係する全教官の意味について説明がなされた。その後、出席者から、金沢大学では教養に事務長を置いているが、本学では教務課長が副主事となって学生部に結びついている現状が指摘された。高田主事からは、「仕事の面で学生部でやれない」(原文ママ)との、また教養と学生部が異なった部面を担当しているとの指摘もなされ、教養部の体制について討論された。こうして会議では教養部主事や教養部事務についてのいくつかの意見が出されたが結論には至らず、次の機会に持ち越すこととなった。

第1項にも見たとおり、①この頃熊本大学では教育学部、法文学部、理学部の学科統合案についての審議が組織委員会でも続けられており、これらの学部は一般教育を中心に担った学部であったこと、②同時期には教育学部の学生定員が変更されるとともに理工系を中心とする学部の学生定員が増加したこと、などから、教養部関係学部の負担増加に対する根本的対策を講じる必要が生じ、1957(昭和32)年12月10日の組織委員会において、これら2点について一括して審議していくことが決まった。その後、学科組織統合案については、第1項に述べたとおり1958(昭和33)年12月11日に組織委員会から評議会に対して提出された承された。同月15日の組織委員会で一般教養部の学生増加に対する担当教官の配置が検討され始め、その検討結果は、翌年1月29日の第89回評議会に答申として出されている。この1958年度は、理学部で10名、工学部で25名、医学部で20名の定員増となったが、法文学部は15名、教育学部は25名の定員減であった。翌1959(昭和34)年度には工学部で更に40名の定員増、その一方で教育学部では30名の定員減が行われることとなり、理工系重点政策に伴い、特に工学部の学生定員が大幅に増加している状況であった。しかし、第89回評議会に提出された組織委員会案にはこの工学部の増募分が含まれていなかったことから、工学部の波多野七郎評議員から大学全体として考えていくべきであるとの発言があった。これに対し、教養を負担している学部から各教官の負担が均等になっているかを検討して欲しい旨の発言があるなど、学部によって教養教育の負担に軽重があることが潜在的な問題となっていたことが窺える。この評議会において議長から、教養部のあり方は大学の中核をなすものであるが、教養が軽視されているようにも見えるため、そうならないように手立てを講じることも提案された。

このように、教養部の教育あるいは運営の体制をめぐる議論が巻き起こり、まずは一般教養部の独立が図られた。1960(昭和35)年9月20日の部局長会議及び22日の第105回評議会において、教養部長学内発令に関連して教養部を独立させることについて了承された。両会議では、1960年度の大学要覧作成を契機として事務組織を作ることで、位置づけが曖昧な教養部を法制化することとし、そのためにも既成事実を作って教養部の強化独立を図っていくとの執行部の意向が示された。そこでまず、法規上は認められていないものの教養部主事を教養部長に内部的に名称変更することになり、10月18日の部局長会議を経て同月27日の第106回評議会において関係規則を改正し、10月1日に遡って教養部の長の名称を主事から教養部長へと変更することとなった。また、翌1961(昭和36)年3月14日の一般教養委員会において、以後の一般教育を円滑に運営していくために現行の各科目担当の教官の中から1名ずつの科目代表を選び、その代表をもって一般教養科目代表会を構成することとして、そのため科目群の分類とそれを主に担当する学部の案が作成され、同月23日の第110回評議会に提示された。

1961(昭和36)年度に入ると、将来の教養部増強のために教養部教官定数をいかにするかという議論が本格化していった。同年5月頃には、各部局から教員を数名ずつ出して分校のような形で発足させ、1962(昭和37)年度の概算要求に載せるという案が提示されている。この検討の中で、教養部の教官定員を30名強とする案が事務局から提示されたが<sup>31</sup>、これは各学部にも痛みを伴うものであったため簡単には受け入れられず、1962年6月の同年度予算配付の検討段階になっても教養部の教官定員が定まっていなかった状態であった。しかしながら定員0では教養部を発足させることができないため、各学部が歩み寄り、一般教養担当教官として文部省から配当された定員7名(教授4・助教授5、講師2減)及び一般教養語学担当のため5学部から供出された5名(法文・教育・理・工は講師各1、薬は助教授1)の計12名でとりあえず教養の予算配付を割り当てることが了承された。また、光水熱料などは、学部並みの取り扱いをして計算されることになった<sup>32</sup>。

一方この間の1962(昭和37)年3月までに、教養部規則案、履修規則案、一般教養委員会規則改正案等が作成・審議されたが、これについては「教養部関係三規則制定および改正の理由書」に詳しいため、以下に抜粋する。

- (1) 教養部に関しては、昭和25年1月25日決定(昭和35年10月1日、主事を部長と改正)の「教養部設置規約」「教養委員会規則」と「一般教育科目・外国語科目・保健体育科目履修規則」があるのみで、他は慣習によつて行われた。したがつて、実施上の疑義があるのみならず、10年以上を経過した今日においては、必ずしも適当でない箇所が見受けられた。とりわけ中央教育審議会あるいは国立大学協会などにおいて「教養部」の充実が望まれていることにかんがみ教養部の運営の規程を考えた次第である。
- (2) しかしるに本学において学則の改正が企画され、その第3条に「教養部」の項があったが削除されることになつたので、規則作成中にまたこれに応じて教養部の諸事項を改変せざるを得なくなつた。
- (3) 教養部の独立ということは、官制によつて「教養部」が認められるまでは、便宜的措置として「分校」の組織をつくり上げるほかはない。  
本学においてはまだ「分校組織」に手をつけていないが、「独立」の実態をつくりあげることが、それにいたる段階として必要であることを認め、三規則ともかかる意図のもとに作られた。
- (4) これら規則立法の主眼とするところはそれぞれによつて多少異なるが共通するものは次の3点である。
  - (A) 教養部の主体性を重んじた。
  - (B) 担当すべき学生数を決定した。
  - (C) 担当すべき教官を定めた。<sup>33</sup>

こうした改正理由に基づき、学長の委嘱を受けた教養委員会において規則の作成が進められた。委員会は1961(昭和36)年11月28日から翌年2月6日まで計6回にわたって開かれ、その間各学部にも案を回送して各学部の意見を徴するとともに、事務局文書係・学事係・学生部学生課の見解をも合わせて3月13日に調整、同月20日の部局長会議と22日の第121回評議会を経て、4月1日付で施行されることが決まった。

1962(昭和37)年度には教養部の設置に向けた動きが一層加速し、6月に開催された部局長会議では、翌年度概算要求に教養部教官定数を含めたものを作成した。8月の部局長

会議において、一般教養についての文部省の考えが従来と変わってきたことが事務局長から報告されると、10月23日の部局長会議において教養部制度化のための委員会設置を望む声が上がり、一般教養委員会において教養部の中身についての検討が開始された。そこで問題となったのは、教養部の教員定数と教養を推進する何らかの形の委員会又は機関の設置、そして予算のあり方であった。

教養部設置に係る組織等整備の問題は翌年度にも引き継がれた。まず1963(昭和38)年4月、教養部長選考規則案が第133回評議会において承認され、5月1日付の施行が決まると、教養部長の選任が開始された。教養委員会の議に基づいて酒井三郎法文学部教授が推薦され、6月6日の協議会において承認された。9月の熊本日日新聞紙上に文部省がまとめた1964(昭和39)年度の国立大学の学部・学科の新增設、改組、名称変更等の計画が発表され、本学への教養部設置の決定が報じられると、組織作りがいよいよ本格化した。10月15日の部局長会議において、各学部長・教養部長を交えた話し合いにおいて「一般教育運営協議会」を設置することが決まったとの学長報告がなされた。その後、文部省の省議を経て本学への教養部設置が正式に認められたことから、11月14日に開かれた第139回評議会において一般教育運営協議会の設置についての案が了承され、同日施行されることとなった。更に12月12日の第140回評議会では、同協議会について次のような説明がなされ、その方針が示されたことが以下のように記録されている。

#### B. 一般教育運営協議会申合事項について

酒井教養部長から提案説明があり、原則事項朗読の後審議に移り、議長から、教養部は大学全体の問題で、本学に於てもこれにふさわしい体制を整えねばならぬ。教養部と学部の教官の格差について文部省井内大学課長は格差的考えは全くない(大学院の講義をするとき手続きが必要であることはある)と説明していた旨説明があり、学生経費のこと、研究活動が阻害されないか、人事交流のこと、等について質疑応答があって、原則事項について承認された。<sup>34</sup>

このように、教養部設置が決まった後も、従前から問題になっていた組織作りについてなお、その設計が問題となっていたことが窺える。こうした混乱は教養部設置直前まで続いた。このことは、1964(昭和39)年2月27日の第142回評議会での教養部独立により予算・定員等の増加はどうなるのかという齋藤林次評議員の質問に対し、議長から「教養課程が現在エアポケットになっているので、責任体制を作る上制度化するもので、現在やっているのを制度化し、責任の所在を明確にし、前進させたことで、それには教養課程を学部や学生部と有機的な協調のもとに充実を計らねばならないもので、そのためすぐ予算や人員を増加することはない。これは今後の問題である」、「一般教育特別委員会の委員長をしているが、各大学によって教養部のあり方がまちまちで、それを具体化するのが仕事で教養課程の責任体制を推進している。本省ではベビーブームの波及を国立大学協会と緊密な連絡のもとに対策を講じている」、「本学に於ても長期的な計画をたて、もらい一般教育の充実が一番で主力を注ぐべきだ」<sup>35</sup>との見解が示されたことを見ても、教養部の設置が間近に迫る中で評議員間あるいは全国の国立大学間でも官制教養部がいかなるものかということが確定しておらず、各大学に委ねられていた状況が窺える。こうした中、3月26日に臨時部局長会議及び第143回評議会が開かれ、教養部設置に伴う諸規則の制定改廃について

の検討がなされた。ここで「教養部規則」「教養部教授会規則」「教養部長選考規則」「教養部教官選考規則」「教養部事務分掌規則」「外国人留学生に対する授業科目等の特例に関する規則」の新規制定と従前の「教養部規則」「教養委員会規則」「教養部長選考規則」「一般教育科目・外国語科目・保健体育科目履修規則」「教養部事務組織規則」の廃止、また、これに関連するものとして「熊本大学学則」ほか14の規則・基準の改正が承認され、1964（昭和39）年4月1日をもって教養部が設置されることとなった。なお、新たに教養部長適任者が選考されるまでは酒井教養部長が引き続き教養部長事務取扱として運営にあたることになった。その後、教養部長選挙細則などの教養部長選考に関する規定が整えられ、11月1日付で広本文四郎教授が教養部長に任命された。

---

## 第2節 水俣病研究の本格化と進展

---

水俣病が、新日本窒素肥料株式会社（1965年にチッソ株式会社と社名変更。以下「チッソ」とする）水俣工場の廃液中に含まれる有機水銀によって引き起こされた稀代の公害病であることは今日では周知の事実である。しかし、水俣病発生当初は、その原因は全く五里霧中で、伝染病の可能性も疑われる「奇病」として恐れられていた。行政や産業界を巻き込んだ大きな混乱の中で、さまざまな背景を持った研究者たちから十分な根拠もなくさまざまな原因物質が提唱された。そのような状況下において学問の府としての独立性を維持し、早くから科学的な証拠を積み重ね、いち早く有機水銀中毒説に辿り着いたのは熊本大学医学部水俣病研究班であって、その功績は高く評価されるべきである。

### 1 水俣病の公式発見と医学部における研究班設置

#### (1) 水俣病の公式発見

水俣病発見の契機は、原因不明の脳症状を呈する5歳5ヶ月の女兒が1956（昭和31）年4月21日にチッソ水俣工場附属病院小児科を受診したことに始まる。症状は、箸が上手に使えず草履や靴が脱げやすくなったといい、歩行障害、言語障害、嚥下障害等を訴えた。しかし、発熱はなく炎症症状もなかったという。数日後には2歳11ヶ月の妹も同様の症状で入院した。母親の話では、同様の患者が近所にもいるという。同院の野田兼喜小児科部長から報告を受けた細川<sup>はじめ</sup>一院長は事態の重大性に気づき、野田医師とともに同年5月1日に水俣保健所に届け出た。この日が後に「水俣病の公式発見」の日とされている<sup>36, 37</sup>。その後、野田医師らによって実態調査が行われ、水俣湾岸の湯堂・出月・月浦地区に30名以上の類似症状を呈する患者が存在し、その発症は1953（昭和28）年12月にまで遡ることが明らかにされた<sup>36, 38</sup>。

#### (2) 医学部研究班の設置と重金属への注目

1956（昭和31）年6月、細川院長は熊本大学医学部附属病院を訪ね、病院長であった勝木司馬之助第一内科教授に「水俣地区の奇病」についての報告と相談を行った。これを受けて、勝木教授は長野祐憲小児科教授とともに8月13日に水俣市を訪ね患者の診察を行った。また、これに先立つ7月26日には、水俣保健所から報告を受け事態を重視した県から本学医学部に対し原因究明の要請がなされたため、8月24日に微生物・病理・内科・小児

科の各教授が現地を視察し、それとともに患者らを医学部附属病院に入院させることになった。更に、同日、医学部長を班長に「熊本大学医学部水俣奇病研究班」(以下「医学部研究班」又は「研究班」とする)が結成された。メンバーは、班長の尾崎正道医学部長(薬理学第一教授)以下、勝木司馬之助(内科学第一教授)、長野祐憲(小児科学教授)、武内忠男(病理学第二教授)、六反田藤吉(微生物学教授)、喜田村正次(公衆衛生学教授)、入鹿山且郎(衛生学教授)であった。こうして同研究班を主体として、水俣地区の「奇病」についての現地調査、学用患者としての医学部附属病院への患者の入院収容、現地の飲料水・海水・土壌・魚介類の採取と分析が開始された<sup>39-41</sup>。

一方、現地に設置された水俣市奇病対策委員会による疫学調査によって、発生時期や地域的な広がり概要が明らかにされ、1956(昭和31)年末の時点で確認された患者数は54名に上り、そのうち17名が既に死亡していたことが明らかとなった<sup>42</sup>。

その当時、水俣病の原因について、マスコミでは井戸水説・細菌説・寄生虫説・アレルギー説・中毒説等が乱れ飛んでいる状況であったが、医学部研究班では、疫学調査や水俣地域の海水・泥土・飲料水・魚介類等を収集してそれらの分析調査を行い、班員たちがそれぞれの専門的立場から原因究明に力を注いでいた。臨床的には、患者に炎症所見がみられず、細菌学的及びウイルス学的検索もすべて陰性だったことから、伝染性疾患の可能性はほとんど消えた。また、患者発生に前後して、死魚が浮き上がったり、魚を食べた飼猫が流涎、失調性歩行、逆立ち、痙攣発作を起こして狂死する現象が見られ、患者と同様の症状を示していたことや、患者の大多数が魚介類を多量摂取する漁民であったことから、魚介類を介した何らかの中毒の可能性が高いと考えられた。研究班は更に動物実験や病理解剖の結果を積み重ね、1956(昭和31)年11月3日の第1回報告会翌日の4日に「本疾病は伝染性疾患でなく、ある種の重金属中毒が疑われるが、その中毒は水俣湾産魚介類の摂取によっておこるものである」と発表した<sup>43</sup>。その後、研究班は「ある種の重金属」の特定を目指し、中でもタリウム、マンガン、セレンの3種類に焦点を絞って、各研究室が競い合うように研究が進められていった。

### (3) 魚介類を介した中毒性疾患

翌1957(昭和32)年1月25・26日には、国立公衆衛生院・熊本大学医学部研究班・熊本県衛生部・水俣保健所・水俣市・チッソ水俣工場附属病院などで組織された厚生省厚生科学研究所の第1回研究報告会が国立公衆衛生院で開かれ、魚介類を介した中毒が最も可能性が高いとされた。同年3月30日、厚生科学研究所は報告書「熊本県水俣地方に発生した奇病について」を厚生省に提出したが、その中には「現在最も疑われているものは、疫学的調査成績で明らかにされた水俣湾港において漁獲された魚介類の摂取による中毒である。魚介類を汚染していると思われる中毒性物質が何であるかは、なお明らかではないが、これはおそらくある種の化学物質ないし金属類であろうと推測される」と記載されている<sup>42</sup>。更に今後の調査研究方針として、疫学的・病理学的・毒物学的究明が最も重要であるとし、「チッソ水俣工場の十分な実態調査を行い、工場廃水及び廃鉍等の成分、それによる港湾の汚染状況をも明らかにすることにより、本病発生の原因を明らかにしたい」とした<sup>42</sup>。これを受けた県は、同年7月に食品衛生法に基づいて水俣湾の漁獲を禁止する方針を決定し、厚生省に同法適用の可否を照会している。しかし、厚生省から届いた回答は「水俣湾特定地域の魚介類を摂取することは、原因不明の中枢性神経疾患を発生させる

おそれがあるので、今後とも水俣湾の魚介類が摂取されないように指導すること。然し、水俣湾内特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められないので、当該特定地域にて漁獲された魚介類のすべてに対し食品衛生法第4条第2号を適用することはできないものとする」というものであった<sup>44</sup>。結局、同法適用は見送られ、漁獲禁止は県の行政指導にとどまったことから、患者数は拡大していった<sup>45</sup>。更に1958(昭和33)年9月にチッソ水俣工場がアセトアルデヒド製造工程の排水路を、水俣湾につながる百間排水路から水俣川河口に付け替えたことから、それまで被害が出ていなかった不知火海側の津奈木町、芦北町並びに鹿児島県出水市にまで患者が発生するようになってしまった。

## 2 有機水銀中毒説への道のり

### (1) 混迷を極めた原因物質究明

魚介類の汚染源としてチッソ水俣工場の廃水が疑われたが、チッソ工場側の協力が得られず工場に立ち入って試料を採取することができなかつたため、本学の研究者たちは海水や魚介類とともにヘドロの分析を精力的に行った。当初リストに挙がった重金属化合物は64種にも上ったが、アルキル水銀のような有機金属は、生体内に直接侵入した場合に毒性を発揮するのであって、一旦魚介類に摂取されればタンパク質と結合した毒性の低い無機金属になってしまうであろうという想定や、高価な水銀を工場廃液中に多量に排出することはないだろうという先入観もあって、水銀は検索対象から外されていった<sup>46</sup>。

この間、魚を猫に与えて、いわゆるネコ水俣病を再現する動物実験が各所で行われていた。学内で行われていた実験では、現地の漁業組合から(恐らく選別されて)送られてきた魚を投与することが多かったが、なかなか典型的な症状が得られなかった。そこで、武内第二病理学教授は同教室の研究生でもあった伊藤蓮雄水俣保健所長にネコ実験を依頼した。伊藤所長は保健所内に7匹の猫を飼い、1957(昭和32)年3月から水俣湾で独自に採った魚介類を与えると、5匹が発症し、短いものでは1週間、長いものでも40日程度で自然発症と同様のネコ水俣病を発症させることに成功した。伊藤所長は、猫の運動障害を8ミリ映画に記録するとともに、第二病理学教室と共同で病理解剖や組織学的検索を行い、水俣産の魚介類が水俣病の原因であることを実証した<sup>47</sup>。

ネコ実験によって水俣病が汚染された魚介類を摂取することで発症することが証明されたが、原因物質はなお不明のままであった。1957(昭和32)年10月、厚生科学研究班は、それまでの研究で絞り込んできた原因物質として「セレン・マンガン・タリウムに注目している」と日本衛生学会総会で報告した<sup>48</sup>。医学部研究班は、チッソ工場内の残滓や排水口の泥土からこれら3種の重金属が高濃度に検出されたことから、翌1958(昭和33)年2月には、今後の課題はチッソから排出された3物質の中間経路の解明と実験的再現であるとした。同年7月7日、厚生省は、厚生科学研究班の報告に基づき、水俣病の研究成果と対策について関係省庁及び県市町村に通知した<sup>48</sup>が、これに対しチッソは、セレン・マンガン・タリウムは排水中で有害な基準を下回っているので問題がないと反論した。

### (2) 有機水銀中毒説とハンター・ラッセル症候群

水俣病の原因物質は重金属の可能性が高いということで、医学部研究班の各研究室ではセレン説、マンガン説あるいはタリウム説などに基づいて大規模な動物実験が続けられた

が、一定した結論は得られず、当初の想定とは裏腹に、ほぼ2年の歳月が空しく過ぎていった。注目されていたセレン・マンガン・タリウムの3物質は神経毒性を持っているものの、単独では水俣病特有の症状を実験的に再現することはできず、原因物質の特定は困難を極めていた。このような状況下において医学部研究班が「有機水銀中毒症」に辿り着いた要因は、イギリスで発生した有機水銀中毒症に関するハンター (Hunter)、ラッセル (Russell) らの報告<sup>49, 50</sup>を知り得たことによる。これらの報告には、1937 (昭和12) 年に同国の種子消毒剤製造工場において4名の作業員に起ったメチル水銀中毒症に関する臨床所見<sup>49</sup>と、発病15年後に死亡した1例についての病理解剖所見<sup>50</sup>が記載されており、これらが水俣病と酷似していることがわかったのである。

武内第二病理学教授は、1958 (昭和33) 年に発行された“Handbuch der Speziellen Pathologischen-Anatomie und Histologie” (F. Henke & O. Lubarsch編) 第13巻の水銀中毒の項にハンター、ラッセルによるメチル水銀中毒症患者の脳の病理所見<sup>50</sup>が記載されていることを知った。第二病理学教室のグループは1956 (昭和31) 年から1958 (昭和33) 年にかけて次々と亡くなった亜急性経過例、慢性発症重症例の剖検例の解析から小脳顆粒細胞層、後頭葉鳥距野、中心後回、横側頭回などに神経細胞の変性脱落が顕著であることを確認しており、これらの所見がハンターとラッセルが記載したメチル水銀中毒症剖検例の病理所見<sup>50</sup>と酷似することを見出し、水俣病が有機水銀中毒症であることを確信するに至った。他方、徳臣晴比古第一内科学助教授は、1957 (昭和32) 年4月に入手したVon Oettingen著の“Poisoning” (1954年発行) に、求心性視野狭窄と運動失調をきたす毒物として有機水銀の記載があり、ハンター、ボムフォード (Bomford)、ラッセルの論文<sup>49</sup>が引用されていることに気づいたが、その他の症状として全身倦怠感、頭痛、めまい、筋肉痛、嚥下障害などの水俣病に余り見られない症状の記載があったため「水俣病とは少し違う」との印象を受け、更に高価な水銀が大量に廃棄されるはずがないと考えられたこともあり、有機水銀説には至っていなかった。しかし、その後も徳臣助教授を中心とする第一内科のグループは現地調査を繰り返し、患者の症候を16ミリフィルムで撮影し、患者の言語をテープに録音するなど1例1例の丹念な臨床症候の分析・検討を重ねた結果、その中核症候の特徴 (小脳性運動失調・求心性視野狭窄・末梢感覚障害・構音障害・難聴) から、水俣病がハンターらによって報告され<sup>49</sup>、後に「ハンター・ラッセル症候群」と呼ばれる有機水銀中毒症に合致することを明らかにした。更に患者の尿中に多量の水銀が排泄されていることを証明し<sup>51</sup>、第二病理グループとはほぼ同時期に、水俣病の原因物質が有機水銀であることを確信するに至った<sup>40</sup>。

1959 (昭和34) 年7月14日に開催された医学部研究会会議において、武内教授、徳臣助教授らが病理と臨床の立場から有機水銀説を報告し、喜田村公衆衛生学教授も、水俣湾底土の水銀汚染が百間排水口泥土の2,000ppm (湿重量) 以上を最高に排水口から遠ざかるに従って低下するデータを示して、水銀はチッソから排出されたのものであると報告した。こうして医学部研究班は「水俣病は現地の魚介類を摂食することによって惹起せられる神経系疾患であり、魚介類を汚染している毒物としては、水銀が極めて注目されるに至った」と結論づけ、同月22日に「水俣病の原因物質は水銀化合物、特に有機水銀であろうと考えるに至った」との研究班の確認事項を正式発表した。しかしこの時点では、どのような水銀化合物であるのかは今後の検討事項とされた<sup>52</sup>。一方、これまでの研究班の報告を一貫して否定してきたチッソ側は、今回も、チッソは無機水銀しか使っておらず、「無機水銀

が生体内で有機水銀に変化するというのは、何も客観的には実証されない単なる推測ではない」と反論した<sup>45</sup>。

### (3) 有機水銀説と非有機水銀説の対立とその決着

1958(昭和33)年8月7日、厚生省は研究の集約と行政対策のため、厚生省を中心に通商産業省・農林省・文部省・運輸省などの関係各省からなる水俣病対策連絡協議会を設置し、翌1959(昭和34)年1月16日には、厚生省食品衛生調査会の中に水俣病食中毒特別部会を設置した。同年11月11日の各省連絡会議において通商産業省は、アミン説を主張する清浦雷作東京工業大学教授(化学)の報告書を配り、本学の有機水銀説に対して反論を加えた。更に、食品衛生調査会は翌12日に水俣病の「主因をなすものはある種の有機水銀」と答申し、発生源には触れず、今後の原因究明は厚生省だけでは困難との理由で窓口を経済企画庁に移し、水俣病食中毒特別部会を突然解散した。他方、日本化学工業協会は、東京大学を中心とする学会の権威を中心として1960(昭和35)年に田宮猛雄日本医学会会長を委員長に「水俣病懇談会」(いわゆる田宮委員会)を設け、水俣病の原因についてはさまざまな説があり、いまだ確定していないとの主張を行った<sup>53</sup>。こうした中、当初から有機水銀説を否定していたチッソは、化学の業界・学界の協力を背景に大々的な反論を展開していくことになった。そこで1つの説は、日本化学工業会の大島竹治理事が主張した爆薬説であった。水俣病の原因は旧日本海軍が終戦時に水俣湾に捨てた爆薬であるという説であったが、チッソが実際に海底調査まで行ったが何も発見されなかった<sup>45</sup>。また、2つ目の説は、先の清浦東京工業大学教授が主張したアミン説(魚介類のタンパク質が腐敗してできるアミンが原因物質であるという説)であった<sup>54</sup>。有機水銀説を否定するこれらの諸説がマスコミを通して全国規模で華々しく報道されたのに対して、本学研究班はあくまでも学問的立場から、研究会や学会での発表や学術論文という手段を用いて反論を加えていったが、大企業であるチッソの社会的発言力は、通商産業省や学会の権威をも背景として、熊本大学側を大きく上回っていたのである。加えて、チッソを中心とする化学工業の大企業陣営には、本学を「ローカル大学」と見て軽視する風潮が強かったが、このことは逆に、研究班の特に若手メンバーの奮起を促した<sup>54</sup>。

一方、我が国の多発性硬化症の調査のため1955(昭和30)年頃からしばしば熊本を訪れていた米国NIH(National Institutes of Health)の疫学部長カーランド(Kurland)博士は、水俣病にも関心を抱き、来日の度に徳臣助教授への助言を惜しまなかった<sup>54</sup>。カーランド博士らは1958(昭和33)年9月に水俣を訪れて患者を診察するとともに、分析のために持ち帰った水俣湾の魚介類や泥土・海水などの試料から大量の水銀を検出し、1959(昭和34)年に発表された医学部研究班の有機水銀説を強く支持した。海外の権威ある研究者からの支持は、当時さまざまな反論にさらされていた医学部研究班を励ますことになった。その後NIHは、研究資金の面でも本学医学部の研究を支えることとなった<sup>45</sup>。更にカーランド博士の招待によって、1961(昭和36)年9月にローマで開催された第7回国際神経病学会に医学部研究班の内田楨男(生化学)・武内・徳臣・喜田村(当時は神戸医科大学に移籍)が参加し、研究班を代表して徳臣助教授が発表した研究成果が大きな反響を呼んで、有機水銀説が国際的にも認められる契機となった<sup>54</sup>。また、同年11月の日本生化学会では、研究班の内田教授が、水俣湾内で採取されたヒバリガイモドキから有機水銀化合物(メチル硫化メチル水銀)の結晶の抽出成功を報告した<sup>45</sup>。更に、それまで試料を調製する段階で有機



水銀を逃してしまっていたことに気づいた入鹿山教授らは、以前にチッソ工場から入手していた未処理の水銀滓の再分析によって塩化メチル水銀の抽出に成功し、1962（昭和37）年8月に「水俣酢酸工場水銀滓中の有機水銀」と題する論文<sup>55</sup>を発表した。これが、チッソの工場廃水が原因であることの動かざる証拠となった。

これらの研究成果は、1966（昭和41）年3月刊行の『水俣病—有機水銀中毒に関する研究—』（熊本大学医学部水俣病研究班）として集大成され（写真5）<sup>56</sup>、1968（昭和43）年には英語版が刊行された。ついに1968（昭和43）年9月26日、厚生省は、水俣病はチッソから排出されたメチル水銀化合物が原因であると断定し、公害病と認定した<sup>57</sup>。水俣病の原因究明に関する医学部研究班の業績は内外の高い評価を受け、1966（昭和41）年度の朝日賞（文化賞。1976年から朝日賞と改称）（写真6）、1968（昭和43）年の西日本文化賞、1970（昭和45）年の保健文化賞（厚生省）、1977（昭和52）年のフランス生命科学研究所賞などの各賞を受賞した。

### 3 胎児性水俣病

#### (1) 胎児性水俣病の発見

水俣病の患者多発地域では、昭和30年代前半から脳性麻痺に似た症状を示す子どもが多いことがわかっており、水俣病との関係が疑われていた。1959（昭和34）年3月、公衆衛生学の喜田村教授らは、「水俣湾の周辺地域において、昭和30年以降出生した乳児の中に脳性麻痺様の病状を示す異常児が比較的多数いる」として9名の患者を報告したが、これが胎児性水俣病に関する最初の報告となった<sup>58</sup>。その後の各種の調査により同様の脳性麻痺様症状を示す乳幼児は17名に及んだ。これら一群の患者は、水俣病多発地域に在住し、臨床症状が水俣病に類似しているが典型的ではなく、魚介類の摂取とは無関係に乳児期に発症していることから、特異な疾患として注目されていた。しかも、患



写真5 『水俣病—有機水銀中毒に関する研究—』（1966年3月31日発行）本学医学部水俣病研究班による論文集で、水俣病の有機水銀中毒説の集大成。水俣病医学研究のパイプルの存在で、表紙が赤いことから関係者の間では「赤本」と呼ばれた。



写真6 本学医学部水俣病研究班に贈られた朝日賞の賞状

児の母親の多くは水俣病症状を呈さず、それまで有機水銀が胎盤を通過するという確固たる証拠がなく、脳性小児麻痺との決定的鑑別診断が困難であるため、そのまま看過されていた<sup>59</sup>。

1961(昭和36)年3月、そのうちの1人の女兒が死亡し、武内教授らが剖検した結果、小児水俣病に類似した病理所見が確認され、8月に水俣病と認定された。同年、徳臣助教授や岡嶋透講師(第一内科学)らも7例を精査して「これらの症状より想定される脳障害部位は極めて広範囲であり、大脳皮質、基底核、脳幹、小脳と中枢神経系のほとんどの部分に及んでいる。この所見は水俣病小児患者剖検に認められた病変部位とよく類似している」とした。更に母親が健康な点に関しても「母親自体には臨床症状を呈する程に至らなかった有機水銀も、発育過程の胎児の中枢神経系には強い障害を与えて発育を停止せしめるとか破壊するなどの障害を与えたであろうことは想像に難くない所である」と述べている<sup>58</sup>。

## (2) 胎児性水俣病患者の認定

同じく1961(昭和36)年には神経精神医学教室(立津政順教授)も調査に参加し、当時大学院生であった原田正純医師は、全17症例の患児について詳細な症例報告を行い、臨床症状をまとめた。そして、知能障害、原始反射、小脳症状、身体発育障害、栄養障害、無動・多動、斜視、発作性症状、病的反射などが共通して見られ、多彩に見える症例は軽重の差であって基本的には同一疾患であると結論づけた。更に、一定の地区で発生率が異常に高いこと、発生場所と時期が水俣病と一致すること、母親が妊娠中に魚介類を多食していること、母親には感覚障害など軽い症状ではあるが神経症状が見られること、家族に水俣病の患者がいる場合が多いことなどから、胎盤経由の水俣病と診断した<sup>60</sup>。原田医師が調査中に母親から聞いた「同じ魚を食べた夫と長男は水俣病になった。私も食べたが、この子がおなかの中にいて、私の水銀を吸い取ってくれた」という言葉は、このことを端的に裏付けている<sup>61</sup>。

翌1962(昭和37)年9月には6歳3ヵ月の女兒が死亡し、武内教授らによって剖検に附された。2例の剖検例では大脳皮質に神経細胞の減数消失があり、特に鳥距野、前後中心回等に変化が強く、小児水俣病に類似した所見が得られた。また、母親の毛髪水銀は異常に高値で、亡くなった2人の女兒の生存中の毛髪水銀値も高値であったことが示された。更に、前年の1961(昭和36)年には、同じ病理学教室の森川信博講師による妊娠ネコへの有機水銀投与によって、その仔ネコに失調と水俣病様の病変が生じることが確認されており<sup>62</sup>、これらの事実から、武内教授は、本症が胎児期に胎盤を経由した有機水銀によって引き起こされた胎児性水俣病であると結論した<sup>59</sup>。このような臨床並びに病理学的検討結果から、前年に認定された1人に加えて、この時点で診断保留になっていた16名の患児全員が、同年11月開催の水俣病患者診査会において胎児性水俣病と認定された。その後も原田医師らの調査によって、更に多くの胎児性水俣病患者が確認された<sup>58</sup>。

## 4 高度経済成長期を背景とした医学部附属中毒研究施設設置

### (1) 新潟水俣病の発生

1968(昭和43)年9月26日の厚生省による水俣病の有機水銀説の確定と公害病としての認定<sup>57</sup>により、水俣病問題は一段落した感があったが、新潟では、1965(昭和40)年6月に

新潟大学医学部により、いわゆる「新潟水俣病」発見が発表されていた。阿賀野川流域にある昭和電工株式会社鹿瀬工場でのアセトアルデヒド製造工程で発生する廃水が原因で、有機水銀中毒患者が発生したのである。これには本学からの資料提供もあり、新潟大学医学部のスタッフによって極めてスピーディーな原因究明がなされた。その当時は「熊本があって新潟の研究が進み、新潟があって水俣は再検討をされ、研究が進む」という関係であった<sup>63</sup>。新潟水俣病患者たちは1967（昭和42）年6月に、四大公害訴訟（水俣病・新潟水俣病・イタイイタイ病・四日市ぜんそく）の先陣を切って会社を相手取った訴訟を起こした。新潟での提訴に刺激を受けて、水俣病裁判第1次訴訟が始まるのは1969（昭和44）年6月のことであった<sup>64</sup>。

## （2）医学部附属中毒研究施設の設置

昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期には、水俣病をはじめとして各地にさまざまな公害病が発生しており、その治療対策や原因究明にあたる研究拠点の設立機運が全国的に高まっていた。1963（昭和38）年11月9日に発生した福岡県大牟田市の三井三池炭鉱・三川坑での炭塵爆発事故も、公害や労働災害の研究拠点の必要性を後押しした。三川坑炭塵爆発事故では458名もの犠牲者を出したが、その主な死因は一酸化炭素中毒であった。救出された者の多くにも一酸化炭素中毒の症状が見られ、後遺症が残った。本学医学部にも対策本部が急遽立ち上げられ、生存者の一部が医学部附属病院に収容された<sup>65</sup>。

このような状況下で、水俣病研究によって中毒学研究的蓄積があり、十分な研究体制が整備されている本学医学部が、中毒症状の研究拠点設置に名乗りをあげた。文部省との折衝は1964（昭和39）年からの2年間に及び、1966（昭和41）年4月、我が国初の中毒専門の研究センターとして中毒研究施設が設置された。発足当初は生化学部門のみであったが、1970（昭和45）年に病態生理学部門、1974（昭和49）年には神経中毒学部門が設置された。中でも生化学部門と神経中毒学部門のスタッフは、文部省有機水銀中毒研究班や環境庁水俣病研究員として活躍し、多くの研究を発表するなど所期の目的を果たした。しかし、1974年に国立公害研究所（現国立環境研究所）、1978（昭和53）年に国立水俣病研究センター（現国立水俣病総合研究センター）のいずれも大規模な研究施設が設置されると、学部附属である中毒研究施設の存在意義が低下することとなった。折しも、体質医学研究所・免疫医学研究施設・中毒研究施設の学内の3研究組織の再編時期にさしかかったこともあり、1982（昭和57）年3月、中毒研究施設は改組により廃止され、免疫医学研究施設として統合再編された<sup>65</sup>。

## 5 「第三水俣病」報道の余波

### （1）第二次水俣病研究班の発足と「第三水俣病」報道

1971（昭和46）年までに、武内忠男教授は水俣在住の未認定患者の剖検によって脳に水俣病の病変があることを確認し、一方、原田正純講師（当時）は胎児性水俣病患者や認定患者の家族に非定型的なさまざまな神経症状を持った患者がいることを見出しており、有機水銀汚染の全貌を明らかにすることが必要であるとの認識のもと同年3月に「10年後の水俣病研究班」（班長・武内忠男）が発足した<sup>58</sup>。この研究班（以下「第二次研究班」とする）は熊本県の委託研究要請に応える形で組織されたもので、調査対象として第1に水銀の濃厚汚染地域として水俣市湯道・出月・月浦地区、第2にその対岸地域として天草郡御所浦

町（当時）、第3にそれらとの対照地域として八代海に面していない天草郡有明町（当時）を選んだ。ところが、対照地域として選んだ有明町で水俣病と同じ症状を持つ患者が見つかり、第二次研究班は、「有明地区の患者を有機水銀中毒症とみうるとすれば、過去の発症と見るとしても、これは第二の新潟水俣病に次いで、第三の水俣病ということになり、その意義は重大であるので、今後、この問題は解決されねばならない」と報告した<sup>66</sup>。報告書では今後の調査の必要性が強調されていたが、対照地域とされた有明町において水俣病特有の症状があったとされた者が8名、その疑いとされた者が2名見つかった事実の衝撃は大きかった。1973（昭和48）年5月22日付『朝日新聞』がスクープとして取り上げ、1面トップ記事で「有明海に『第三水俣病』」「天草・有明町で八人の患者 熊本大研究班が最終報告 汚染源は沿岸工場」という大見出しで報道し、これを受けた『熊本日日新聞』『毎日新聞』『読売新聞』等もセンセーショナルに報道したために、世論は大きく反応した。魚が売れなくなった漁民の抗議行動が繰り返され、日本列島は「水銀パニック」とでも呼ぶべき状況に陥った<sup>66</sup>。結局、有明町の水俣病類似の症状を示す対象者については班員以外の神経専門医によって再診察がなされたが、水俣病に典型的な症状は見られず水俣病ではないと判定され、この結果をもとに環境庁水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会において、これらの対象者は水俣病ではないと結論づけられた<sup>54</sup>。

## （2）埋もれてしまった第二次水俣病研究班の研究成果

第二次研究班は「有機水銀汚染の全貌を明らかにすること」を目的として発足し、水俣湾ではその後も水銀による汚染が進んでいたことや症状が慢性に進行している患者がいること（いわゆる「慢性型水俣病」の指摘）、従来認定患者のいなかった水俣対岸の御所浦島にも水俣病の存在が認められることを明らかにするなどの成果をあげた。しかし、残念なことに「第三水俣病」騒動の陰で、こうした成果はほとんど顧みられることがなかった<sup>58</sup>。

## 6 人文・社会科学分野からの水俣病問題への取り組み

### （1）人文社会科学分野からの取り組みに至る背景

前項までに見たように、1956（昭和31）年5月1日に水俣病の存在が公式に確認され、行政から依頼を受けた本学医学部の研究者たちが水俣病の研究に着手した。そして1959（昭和34）年、医学研究班はそれまでの懸命な努力による研究の成果を踏まえ、水俣病がある種の有機水銀中毒であると公表した。なおも引き継がれた努力と業績が推進力となり1966（昭和41）年には中毒研究施設が設置され、学内における水俣病の医学研究拠点となった。その後、同施設は1982（昭和57）年度から新設される免疫医学研究施設に統合改組され、同年3月末をもって16年間に及ぶ水俣病研究への医学部としての組織的な取り組みは終了した。他方、本学における人文・社会科学分野での取り組みが開始されたのは、医学分野での取り組みが始められてから10年以上後のことであった。

中毒研究施設設置の前年にあたる1965（昭和40）年、新たに新潟水俣病（第二水俣病）が確認された。新潟水俣病の原因者について公式見解を発表せざるを得ない状況となった政府は、1968（昭和43）年に至り、新潟水俣病の原因者の発表と併せ、水俣病の原因はチッソ水俣工場の製造過程で副産されたメチル水銀化合物であるとの見解を出した。このことはマスコミにも大きく取り上げられ、広く日本社会の注目を集めることになった。

本県では、1967（昭和42）年の新潟水俣病患者の提訴に刺激を受け、孤立しがちであっ

た患者を支援する市民団体も結成され、1969（昭和44）年6月、その後の一連の水俣病裁判のうち患者側の提訴に基づく第1次訴訟が始まった。しかし、水俣病事件は「特異」かつ未曾有の惨事であり、依頼を受けた患者側の弁護団がこの種の事件への取り組みに不慣れなこともあって、弁護団による今後の取り組みを不安視した「水俣病対策市民会議」（患者を地元で支える組織。以下「市民会議」とする）が場合によっては訴訟の「支援部隊」として前面に出ざるを得ないような状況があった。

## （2）水俣病研究会の立ち上げとその活動

この市民会議には専門家がメンバーとして参加しておらず、訴訟をより確実に支援するための方策について熊本の「水俣病を告発する会」への相談の結果、各方面の専門家をメンバーに加えた学問的な立場からの支援グループとして、「水俣病研究会」が1969（昭和44）年9月に立ち上げられた。この研究会の課題は、専門的な見地からの法理論の構築、裁判の最大の争点である過失論、つまりチッソの予見可能性を明らかにすることであり、そのために進行中の裁判を原告側から支援するための裏付け資料の収集と分析を行うことであった。

水俣病研究会の事務局は、本学文学部の丸山定巳研究室に置かれた。研究会には、法学・社会学・医学・理学など諸分野の研究者たちに加えてチッソの安定賃金闘争を闘ったチッソ労組（組合長・岡本達明）の積極的な参加もあり、事務局を拠点に学際的かつ実践的な関心からの資料収集とその分析、シンポジウムや講演会の企画が行われ、実施に移された。また、研究会員による国際会議での報告なども行われた。

この水俣病研究会に結成当初から本学の教員として参加したのは、後に法理論面で論陣を張ることになる富樫貞夫（法学部）、企業責任論と企業城下町論を展開した丸山定巳（文学部）、胎児性水俣病の発掘で知られる原田正純（医学部）、疫学的調査に貢献した二塚信（医学部）らであった。更に学外からも、報道関係者やジャーナリスト、石牟礼道子氏のような作家など多彩な人材が参加した。

折しも1969（昭和44）年という年は、前年に勃発した大学紛争がその年秋には本学に波及してきた年である。そして全国的に広がった大学紛争が1970（昭和45）年頃から収束に向かう過程で、本学においてはその行動の軸足を大学紛争から「水俣病患者支援」に移していった学生たちの一群がいた。

この時点では、チッソ水俣工場から出された廃液中の有機水銀が水俣病の原因物質であることは既に明らかとなっていたため、特に加害企業チッソの過失（注意義務を怠ったこと）の有無の検証と安全確保のための注意義務それ自体の範囲の確定の問題に取り組むことが研究会にとって大きな課題であった。このように純学問的な研究にとどまらず実践的な課題を負った研究が懸命に進められ、その成果として、1970（昭和45）年8月に水俣病研究会編『水俣病にたいする企業の責任—チッソの不法行為』が刊行された<sup>67</sup>。

その後1970年代、特にその後半に入ると、企業の責任とともに監督者としての国・県など行政の責任も厳しく問われるようになり、水俣病研究会員である原田や富樫らが国や県などの不十分な対応を繰り返し批判した<sup>68</sup>。

しかしながら、水俣病事件は容易に終息を見なかった。事件の解決が長引くにつれ、未整理の資料と記憶に頼るだけでは事件の全体像を把握することが次第に困難になってくる。そのため関心を抱くあるいは関与する誰もが事件の全体像を容易に把握できるような

資料集の出版が研究会によって企画された。その成果は1996(平成8)年に水俣病研究会編『水俣病事件資料集1926-1968』(葦書房、全2巻、総ページ数1,850ページ)として刊行され、同年の毎日出版文化賞を受賞した。研究会ではこの続編の出版を目標に、その後も継続的に資料を収集整理している。

この間、水俣病の認定基準が常に争点の中心であり続けた。1998(平成10)年には、研究会員ではないが浴野成生(医学部)らによる疫学調査に基づき、水俣病がそれに特有の感覚障害(2点識別法による診断)だけで証明できるとされた。感覚障害のみで水俣病が診断可能という点については医学研究者間で異論が唱えられたが<sup>69</sup>、この研究成果の発表が、同年の水俣病関西訴訟において患者側を勝訴に導く原動力となり、また、従来基準では棄却されてきた原告たちの感覚障害が、2004(平成16)年の最高裁判決において有機水銀中毒症(水俣病)であると認められる成果に結びついた<sup>70</sup>。

### (3) 水俣病研究会と生命倫理研究会との連携

同じ頃、水俣病研究会と熊本大学生命倫理研究会(代表・高橋隆雄、生命倫理学)とが研究面で連携する動きが出てきた。生命倫理研究会は、「倫理」とは銘打つものの、その実は学内の研究者を中心に、倫理学はもちろん哲学・社会学・文化人類学・法学・医学(基礎・臨床)・看護学など多様な分野にまたがる会員で組織された学際的な研究会である。1998(平成10)年4月25日、同研究会主催による「水俣病問題—過去・現在・未来—」をテーマとした第1回のシンポジウムが黒髪地区の文法棟大教室で開催された。

シンポジウムは第1部と第2部で構成され、第1部での報告者と報告テーマは、富樫貞夫「水俣病をめぐる状況」、甲斐文朗「アルキル水銀の物性と水銀分析法の変遷」、原田正純「水俣病医学の軌跡」、丸山定巳「地域の問題としての水俣病」であった。第2部では設定されたテーマごとに1名ないし3名の報告者が報告するという形式がとられ、「水銀汚染について」を富樫・甲斐・浴野の3名が、「医学研究の経過と問題点」を原田と浴野の2名が、「政治解決と地域の再生」を丸山が、「世界の環境問題と水俣病の教訓」を富樫がそれぞれ報告した。反省も含みつつ最新研究の成果を基に水俣病を総合的に捉え直し、また、水俣病が残した教訓について一般の参加者と認識を共有する機会ともなるシンポジウムとなった<sup>71</sup>。

同年11月には第2回水俣病シンポジウムが「外から見た水俣病の医学—現状と評価—」をテーマに開催され、水俣病患者の川本輝夫氏ほか大学の構成員でない人々がパネラーとして招かれた。このシンポジウムでは、水俣病患者の補償問題と医学の役割を中心に活発な議論が展開された。

1999(平成11)年1月、水俣病研究会は学術雑誌『水俣病研究』(葦書房)を創刊した。投稿者は学内外の多様な分野にまたがる研究者たちである。

### (4) 学術資料調査研究推進室の開室から水俣病関連資料のデータベース化まで

同じく1999(平成11)年10月、熊本大学附属図書館内に平山忠一附属図書館長を室長とする「学術資料調査研究推進室」が開室され、学術資料調査研究のテーマ(柱)の1つとして「水俣病関係資料」が設定された。開室の目的は「熊本大学ならではの特色あるコレクションや学術研究の成果を体系的に収集整理し、今後の研究に役立てるとともに、広く学外にも発信していく」こととされ、開室式において江口吾朗学長より各室員に委嘱状が手渡された。発足当初の「水俣病関係資料」グループの室員は丸山、浴野、有馬澄雄(『水

俣病研究』編集者)の3名であった。

2001(平成13)年10月6日、学術資料調査研究推進室の企画事業として「水俣病とメチル水銀」に関する講演会が浴野医学部教授(推進室員)及び二宮正助手を講演者として工学部223講義室で開催され、一般市民や学生など約80名の参加があった。また、これと併せて10月21日までの16日間にわたり附属図書館内で展示会を開催し、実物の水銀や脳の模型、推進室で収集した文書資料、過去の新聞記事をデジタル化したデータベースなどが展示された。この展示会には他県からの来場者も含めて313名に上る多数の参加があり、また、「第6回地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議」の開催(水俣市)と時期を合わせたこととも関係して、マスコミ関係者が大いに注目する企画となった。

水俣病問題への新たな関心の広がりとして、人間の「生存圏」としての環境や景観、市民・住民なら誰しもそれぞれに持つある種の「世界観」、生きることの意味などを問いかける総合人間学的なアプローチの展開がある。そのようなアプローチの試みの1つとして2004(平成16)年3月、本学文学部の研究者やその卒業生の研究者を中心に丸山定巳・田口宏昭(推進室員)・田中雄次・慶田勝彦(推進室員)編著『水俣の経験と記憶一問いかける水俣病一』(熊本出版文化会館)が、翌2005(平成17)年3月には丸山定巳・田口宏昭・田中雄次編著『水俣からの想像力一問いつづける水俣病一』(熊本出版文化会館)が刊行された。いずれも学内の出版助成金を受けて刊行されたものであるが、「人間が生きる」ということが何であるかという問いを基点に、社会学・文化人類学・文学等の多様な視点から水俣病問題にアプローチした著作である<sup>72</sup>。

2006(平成18)年には、既に1999(平成11)年に開室された学術資料調査研究推進室の事業の一環として電子化を進めていた水俣病関連資料のデータベースを一部公開した。

## 7 その後の熊本大学と水俣病研究が残したもの

### (1) その後の熊本大学における水俣病への取り組み

中毒研究施設の廃止後も、医学部では各研究室単位で水俣病研究が連綿と続けられており、CT・MRIなどによる画像解析での水俣病脳病変の解析や動物実験による有機水銀中毒発症機序の解明等について、国立水俣病総合研究センターとの共同研究が展開されている。また、種々の神経学的手法による運動障害や感覚障害の検出に関する研究が実施され、なぜ特異的に小脳顆粒細胞が脱落するかについても、NO合成酵素活性との関連で新たな事実が明らかにされつつある<sup>40</sup>。一方、行政による各種認定事業に際しても、研究室単位で教職員を水俣地区へ派遣し、申請者の診療にあたっている。一方、人文社会学系でも、これまでの取り組みの成果を基盤として、水俣病研究会や熊本大学生命倫理研究会における活動を主体として、水俣病問題の検証が行われている。

### (2) 水俣病研究から熊本大学が学ぶべきこと

「公害の原点」とされる水俣病は、私たちに学問研究を進めていく上での根本的な問題をいくつも投げかけている。『医学部百年史』において内野誠(前神経内科教授、熊本大学名誉教授)が述べているように<sup>40</sup>、公害病の原点でもある水俣病に関する話題は常にマスコミの標的となり、現在では、学問的真実よりも政治的・社会的側面が大きく取り上げられることが多くなっているが、本学の研究者たちが積み重ねてきた歴大な業績はいささかも色あせることなく、水俣病の病態解明に立ち向かった医学研究の進め方は、未知の疾病に

対する今後の指針を示すものとして、永々と後世に語り伝えられるべきものである。一方、同書で原田正純が述べているように<sup>57</sup>、本学の研究陣は水俣病の原因究明という行政的命題は解決したが、水銀汚染の広がりや経過、住民はもちろん生態系への影響のすべてを明らかにするといった水銀汚染に関する広範な科学的命題は残されたままになった。この教訓こそ本学にとって将来に活かすべき重要な課題であり、このような「科学的命題」を解決するためには、生命科学や自然科学のみならず人文・社会科学も含めた学問分野の英知を結集することが必須であろう。熊本大学が、全学としてこうした課題に取り組む余地はなお広大にあり、多方面からの期待も大きいことを確認して、本稿を閉じることとしたい。

## 参考文献

- 1 高等教育への要望や中央教育審議会の答申等に関しては文部省『学制百二十年史』（ぎょうせい、1992年）、飯吉弘子『戦後日本産業界の大学教育要求』（東信堂、2008年）、神戸大学百年史編集委員会『神戸大学百年史 通史Ⅱ 新制神戸大学史』（神戸大学、2010年）を適宜参照した。
- 2 前述『戦後日本産業界の大学教育要求』
- 3 天野郁夫『日本の高等教育システム 変革と創造』（東京大学出版会、2003年）
- 4 前掲『日本の高等教育システム 変革と創造』
- 5 前掲『学制百二十年史』
- 6 「国民所得倍増計画について」昭和35年12月27日（国立公文書館所蔵、デジタルアーカイブ版）
- 7 前掲『学制百二十年史』
- 8 前掲『学制百二十年史』
- 9 前掲『神戸大学百年史 通史Ⅱ 新制神戸大学史』及び前掲『日本の高等教育システム 変革と創造』
- 10 前掲『日本の高等教育システム 変革と創造』
- 11 『熊本大学三十年史』（熊本大学、1980年）
- 12 『昭和二十七年八月 協議委員会記録 熊本大学』（熊本大学蔵）
- 13 「第88回評議会経過報告」（1958年12月11日開催）
- 14 『熊本大学三十年史』（熊本大学、1980年）
- 15 「第73回評議会経過報告」（1957年6月27日開催）
- 16 熊本大学教育学部 熊本大学教育学部同窓会『創立百周年記念誌』（1974年）
- 17 前掲『学制百二十年史』
- 18 「教授会記録 昭和26・27・28・29・30年」（熊本大学薬学部）。なお同月16日の教官会議では「各大学に少くとも一コースの大学院の設置を希望する。大学院設置には予算も伴ふものなるも、先づ経費の増額はせず設置してもらおう。設置確定後経費の増額を要求する。」とやや詳しい状況説明がなされた。
- 19 1955年7月28日開催評議会懇談会資料より
- 20 「熊本日日新聞」1953年4月25日、同年5月15日、同年5月26日
- 21 「臨時評議会記録」（1957年3月22日開催）、「熊本日日新聞」1957年4月17日、同年4月



- 19日、同年4月26日。なお、学長の任期は4年であるが、この選挙では鰐淵学長が再選した場合のみ2年とされた。
- 22 「熊本日日新聞」1959年4月3日
- 23 鰐淵健之学長と同時に高森良元法文学部教授にも授与されているため、順番は『名誉教授近況録』に従い高森教授を8番目、鰐淵学長を9番目とした。
- 24 こうした状況に対し、教職員組合や学生自治会が不当な選挙であるとのビラの配布と抗議集会を行っている。また、教員側の状況が学生側にもれたことから、法文学部教官会議では会議における発言の取り扱いが問題となり「会議に於ける発言内容が不用意に洩らされていることについては、これがためにビラの一部となったと思う。それが事実とすれば、認めざるを得ないが、発言が危険であり、会議は各自の自由な発言により成立すると思うが、筒抜けになったり、歪められた形で述べられたかと思われる点があるので検討して欲しい。又法文の主張するところは公明選挙にあり、特定候補のことではなかったと思う。」（『教官会議議事録』1959年4月22日、法文学部）と、選挙に関する流言飛語の真相を明らかにし、学生自治会が配付するビラの全面撤回を求めていくことになった。学生自治会側は、25日に学長選挙が不当であるとの抗議集会を開いたが、大学側としては会合を開くためにいくつかの条件を付して対応した。
- 25 「教官会議議事録」（1959年5月15日開催、法文学部）
- 26 「部局長会議」（1954年9月14日開催）
- 27 「趣意書」（熊本大学期成会資料A-3-10「開学十周年祝賀式典」）
- 29 黒羽亮一『新版 戦後大学政策の展開』（玉川大学出版部、2001年）
- 29 同会議記録より。なお高田運吉教育学部教授は同年10月14日で2年間の教養部主事の任期が切れ、10月15日から落合和男理学部教授が主事に就任した。
- 30 『熊本大学職員録（昭和28年10月31日現在）』（熊本大学、1953年）による。なお、この2年前の1951年度は、事務主任が1名、雇1名であり（『熊本大学職員名簿 昭和二十六年七月一日現在』）、1953年に比べると担当職員が一層少なかったことが窺える。
- 31 昭和37年2月16日開催の部局長会議では31名、同年6月5日開催の部局長会議では33名と試算されている。
- 32 1962年6月5日開催「部局長会議議事要録」及び1962年6月7日開催「第123回評議会経過報告」による。
- 33 「第121回評議会経過報告」
- 34 「第140回評議会経過報告」
- 35 「第142回評議会経過報告」
- 36 野田兼喜「水俣病（1）四十年前の水俣病」『熊本大学医学部百年史 時代史編』（熊本大学医学部百年史編纂委員会編、熊杏会（熊本大学医学部同窓会）、1998年）306ページ
- 37 原田正純「水俣病研究の歩みと今日の課題」『水俣病—20年の研究と今日の課題』（有馬澄雄編、青林舎、1979年）3ページ
- 38 野村茂「第6章 水俣病の疫学」『水俣病—有機水銀中毒に関する研究—』（忽那将愛編、熊本大学医学部水俣病研究班、1966年）10ページ
- 39 岡嶋透「水俣病とつき合って五十有余年」『熊杏』第58号（熊杏編集委員会編、熊杏会（熊本大学医学部同窓会）、2013年）180ページ

- 40 内野誠「水俣病（2）水俣病について」『熊本大学医学部百年史 時代史編』（熊本大学医学部百年史編纂委員会編、熊杏会（熊本大学医学部同窓会）、1998年）310ページ
- 41 「水俣病の研究 第4章 医学部」『熊本大学30年史』（熊本大学30年史編纂委員会編、熊本大学、1980年）681ページ
- 42 厚生省厚生科学研究班「熊本県水俣地方に発生した一中枢神経系疾患に関する調査研究」『水俣病事件資料集 上巻』（水俣病研究会編、葦書房、1996年）827ページ
- 43 熊本大学医学部研究班「水俣地方に発生せる原因不明の中枢神経系疾患に関する中間報告」『水俣病事件資料集 上巻』（水俣病研究会編、葦書房、1996年）799ページ
- 44 厚生省公衆衛生局長「水俣地方に発生した原因不明の中枢神経系疾患にともなう行政措置について」『水俣病事件資料集 上巻』（水俣病研究会編、葦書房、1996年）670ページ
- 45 水俣病に関する社会科学的研究会編『水俣病の悲劇を繰り返さないために—水俣病の経験から学ぶもの—』（中央法規出版、2000年）
- 46 喜田村正次「第7章 水俣湾周辺の人、動物、魚介および海底泥土中の水銀の証明」『水俣病—有機水銀中毒に関する研究—』（忽那将愛編、熊本大学医学部水俣病研究班、1966年）331ページ
- 47 武内忠男「6章 水俣湾産魚介類による実験的水俣病 第1節 魚介類投与による水俣病の発症実験」『水俣病—有機水銀中毒に関する研究—』（忽那将愛編、熊本大学医学部水俣病研究班、1966年）303ページ
- 48 厚生省「熊本県水俣市に発生したいわゆる水俣病の研究成果およびその対策について」『水俣病事件資料集 上巻』（水俣病研究会編、葦書房、1996年）675ページ
- 49 Hunter D, Bomford RR, Russell DS “Poisoning by methyl mercury compounds.” *Quart J Med*, 9:193-213, 1940 (邦訳：永木譲治 他「メチル水銀化合物による中毒」『神経内科』22巻（1985年 484～495ページ）
- 50 Hunter D, Russell DS “Focal cerebral and cerebellar atrophy in a human subject due to organic mercury compounds.” *J Neurol Neurosurg Psychiatr* 17:235-241, 1954
- 51 三隅博「水俣地方に発生した原因不明の中枢神経疾患の病因に関する研究 第2報 尿中水銀量」『日本内科学会雑誌』49巻（1960年）1039～1049ページ
- 52 熊本大学医学部研究班「主として病理学的にみた水俣病の原因についての観察」『水俣病事件資料集 上巻』（水俣病研究会編、葦書房、1996年）809ページ
- 53 「俺は犯人じゃない？ = 水俣病をめぐる諸問題 = 対立する学説・いつ出る結論」『水』15号（工業用水クラブ編、月刊『水』発行所、1960年）10～13ページ
- 54 徳臣晴比古『水俣病日記—水俣病の謎解きに携わった研究者の記録から—』（熊本日日新聞情報文化センター、1999年）
- 55 入鹿山且朗 他「水俣酢酸工場水銀滓中の有機水銀」『日新医学』50巻（1962年）491ページ
- 56 忽那将愛編『水俣病—有機水銀中毒に関する研究—』（熊本大学医学部水俣病研究班、非売品、1966年）
- 57 厚生省公衆衛生局長「水俣病に関する見解と今後の措置」『水俣病事件資料集 下巻』（水俣病研究会編、葦書房、1996年）1412ページ
- 58 原田正純「水俣病（3）原因究明以後」『熊本大学医学部百年史 時代史編』（熊本大学医学部百年史編纂委員会編、熊杏会（熊本大学医学部同窓会）、1998年）317ページ

- 59 武内忠男「水俣病の病理学的追及の歩み 胎児性水俣病の同定」『水俣病—20年の研究と今日の課題』（有馬澄雄編、青林舎、1979年）43ページ
- 60 原田正純「先天性（胎児性）水俣病—胎生期におこった有機水銀中毒—」『水俣病—20年の研究と今日の課題』（有馬澄雄編、青林舎、1979年）345ページ
- 61 「胎児性水俣病 覆された医学の“常識”」『熊本学園大 水俣病ブックレット6 水俣病小史』（高峰武編、熊本日日新聞社、2008年）28ページ
- 62 Morikawa N “Pathological studies on organic mercury poisoning.” *Kumamoto Medical Journal* 14:71-93, 1961
- 63 原田正純『水俣病』（岩波書店（岩波新書）、1989年）
- 64 「1次訴訟提訴」『熊本学園大 水俣病ブックレット6 水俣病小史』（高峰武編、熊本日日新聞社、2008年）39ページ
- 65 神原武「中毒研究施設」『熊本大学医学部百年史 通史編』（熊本大学医学部百年史編纂委員会編、熊杏会（熊本大学医学部同窓会）、1998年）283ページ
- 66 「第三水俣病（1）～（5）」『熊本学園大 水俣病ブックレット6 水俣病小史』（高峰武編、熊本日日新聞社、2008年）52ページ
- 67 「「過失」とは何か」『水俣病にたいする企業の責任—チッソの不法行為』（水俣病研究会編、非売品、水俣病を告発する会、1970年）
- 68 阿部泰隆「行政法理論からみた水俣病最高裁判決の評価」『水俣病研究 4』（水俣病研究会編、絃書房、2006年）5～22ページ
- 69 衛藤光明・岡嶋透「水俣病の感覚障害に関する研究—剖検例から見た感覚障害の考察—」『熊本医学会雑誌』68巻（1994年）59～71ページ
- 70 浴野成生「メチル水銀中毒症に関する意見書」『水俣病研究』2（水俣病研究会編、葦書房、2000年、59～74ページ。この意見書は水俣病関西訴訟控訴審に提出された。
- 71 熊本大学生命倫理研究会水俣病グループ『水俣病問題—過去・現在・未来—』（非売品、1999年）75ページ。本資料は1998年に開催された2回のシンポジウムの記録である。
- 72 併せて以下の文献も記す。入口紀男（推進室員）『メチル水銀を水俣湾に流す』（日本評論社、2008年）182ページ。内容は「チッソの過失」論に深く絡む。